

平成25年9月土佐清水市議会定例会会議録

第9日（平成25年 9月11日 水曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第2

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 14人

現在員数 14人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 14人

1 番	矢野川 周 平 君	2 番	森 一 美 君
3 番	小 川 豊 治 君	4 番	西 原 強 志 君
5 番	永 野 裕 夫 君	6 番	岡 林 喜 男 君
7 番	永 野 修 君	8 番	岡 崎 宣 男 君
9 番	瀧 澤 満 君	10 番	岡 林 守 正 君
11 番	仲 田 強 君	12 番	井 村 敏 雄 君
13 番	橋 本 敏 男 君	14 番	武 藤 清 君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

な し

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岡崎 光正 君	局 長 補 佐	東 博之 君
議 事 係 長	池 正澄 君	主 事 補	岡林 貴也 君
主 事 補	公文愛里沙 君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒原 一寿 君
税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	浦中 伸二 君	企 画 財 政 課 長	山田 順行 君
総 務 課 長	山崎 俊二 君	消 防 長	濱田 益夫 君
消 防 署 長	西田 和啓 君	健 康 推 進 課 長	山下 毅 君
福 祉 事 務 所 長	二宮 真弓 君	市 民 課 長	岡田 敦浩 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	坂本 和也 君	ま ち づ く り 対 策 課 長	木下 司 君
産 業 振 興 課 長	磯脇 堂三 君	産 業 基 盤 課 長	文野 喜文 君
水 道 課 長	田村 和彦 君	じ ん け ん 課 長	中山 直喜 君
し お さ い 園 長	中島 東洋 君	収 納 推 進 課 長	横山 周次 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 課 長	山本 豊 君
生 涯 学 習 課 長	山下 博道 君	教育センター所長 兼少年補導センター 所 長	武政 聖 君
選 挙 管 理 員 会 事 務 局 長	徳井 直之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中山 優 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 議

○副議長（小川豊治君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成 25 年 9 月土佐清水市議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻者についてご報告いたします。

岡林議長が所用のため、遅刻する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

6 番 岡林喜男君。

（6 番 岡林喜男君発言席）

○6 番（岡林喜男君） どうも皆さん、おはようございます。

最初に一言申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日本列島も異常気象により集中豪雨や竜巻、突風など、各地で大きな被害が発生しております。

政治の世界においても、ＴＰＰや消費税増税、憲法の改憲など、国民の食の安全や生活、平和が脅かされるおそれが生まれています。

また、この土佐清水市においても、南海トラフ巨大地震を想定し、自衛隊と米軍の合同防災訓練を実施すると、県に伝達してきています。

益野の自衛隊も参加する予定です。

防災訓練は必要なことです。ただ、防災訓練にかこつけて、アメリカ本土では生活圏上空を飛ぶことのできない欠陥機とされるオスプレイも参加する可能性があります。

私は、人の命を救済する防災訓練に軍用機でもあり、全国でも危険とされているオスプレイを参加させることについては、おかしいことではないかと反対の意向を持っております。

皆さんは、どのような考えを持っておるのか、特に市長はどのようなお考えを持っているのか、知りたいところでございますが、以上で終わります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず、障害年金制度の周知徹底について求めます。

この障害年金制度については、厚生労働省が身体障害者を対象にサンプルの調査を行っています。この調査は、障害年金の制度が知られていないために、申請せずに未支給者となっている障害者が、相当数いることが８月２９日までに明らかになりました。

調査は、各都道府県や政令指定都市を通じて、障害者手帳を持っているうちの障害年金未支給者を抽出して、障害年金を受給していない理由を尋ねたものです。

この調査は、２０１１年１１月から２０１２年の２月にかけて、３３５人を抽出して行ったものです。回答した人が２９５人でした。そのうち、受給権なしが１４３人でしたが、制度を知らなかった人が５８人、該当しないと思っていた人が４１人、手続方法がわからなかった人が１５人でした。全体として制度を知らなかった人が１９％もいたということです。

また、この調査によって、基準を満たしているのに、申請していなかったことが判明をして、障害年金を新たに受給した人が２７名もいました。厚生労働省は、障害年金が受給できるのに、申請していない人について、この調査の対象者数が少ないことなどから、慎重な検討が必要だとしていましたが、周知徹底の必要性については認めています。この厚生労働省の調査の結果を、障害者の立場で求めていきたいと思います。

まず、身体障害者の数についてであります。厚生労働省の推計では、全国で障害者手帳を持っている身体障害者は約３８６万人としていますが、この土佐清水市の２０歳以上から６５歳未満の身体障害者手帳の交付を受けている人の数字を、身体・知的とそして健康推進課の精神障害者保健福祉手帳交付者も合わせて、福祉事務所長にお願いをいたします。

○副議長（小川豊治君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

(福祉事務所長 二宮真弓君自席)

○福祉事務所長(二宮真弓君) お答えいたします。

身体障害者手帳をお持ちの方が228人、療育手帳をお持ちの方が100人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が51人、合計で379人です。

以上です。

○副議長(小川豊治君) 6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) どうもありがとうございました。

合計で379人ということです。

次に、受給基準についてであります。先ほど示した国の調査によって、新たに障害年金を受給した27人の障害の程度ですが、他人の介助を受けなければ日常生活ができない状態の1級と認定される人が7名にのぼりました。また、必ずしも他人の助けは必要ないが、日常生活は極めて困難な2級は15人、就労に厳しい制限を受ける程度の3級の方も5名いました。この受給基準について、わかりやすく市民課長、答弁をよろしくお願いします。

○副議長(小川豊治君) 市民課長。

(市民課長 岡田敦浩君自席)

○市民課長(岡田敦浩君) お答えいたします。

障害年金の受給基準について、日本年金機構の所管いたします国民年金の障害基礎年金をもとに答弁させていただきます。

障害基礎年金は、次の3点の条件の全てに該当する場合に受給できることとなっております。

まず1点目として、年齢要件、これは障害の原因となった病気・けが等で初めて医師等の診察を受けた日、初診日と申しますが、20歳前であるか、国民年金の加入期間中、または60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていないこととなっております。

2点目として障害の程度、これは初診日から起算いたしまして、1年6カ月経過した日、またはそれ以内にその傷病による症状が固定した日、障害認定日と申しますが、国民年金施行令の障害等級表に定める障害の程度、または症状があることとなっております。

この障害の等級は1級と2級ありまして、1級は、先ほど議員もおっしゃられましたように、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度ということで、日常生活において他人の介助をおおむね必要とする程度の障害、症状を有する方で、身体部位、症状等について11項目の基準を定められております。

また、2級は日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要

とする程度、つまり必ずしも介助は必要ではないが、日常生活は極めて困難で、就労により収入を得ることが困難な障害、症状を有している方で17項目の基準が定められております。

3点目といたしまして、納付要件、これは初診日の前日におきまして、加入期間の3分の2以上の保険料納付と免除期間があるか、また初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこととされており、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要となっております。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） よくわかりました。ありがとうございました。

次に、周知の現状についてであります。行政や関係機関の努力にもかかわらず、先ほど示したように、回答された295人中、制度を知らなかった、該当しないと思っていた、手続き方法がわからなかったと答えた人が合計で114人もいたことは、大変大きな問題であると思います。

この土佐清水市の現在の周知の現状について、市民課長、お答え願います。

○副議長（小川豊治君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

市民に対する周知についてであります。

国民年金全般につきましては、毎月、市広報に年金コーナーとして関連記事を掲載し、制度改正、納付勧奨、加入推進の周知を図っておりますが、障害基礎年金に特化した掲載は行っていない現状であります。

しかしながら、新たな対象者として考えられます身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を新規交付、または更新交付される方につきましては、それぞれの交付窓口、身障・療育は福祉事務所、精神は健康推進課におきまして、障害基礎年金の受給についてもパンフレット等に記載し、資格確認や手続等について当課または年金事務所に問い合わせるよう周知を図っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 要するに、障害者年金については、特別に周知はしていないということです。

次に、進みます。周知徹底についてであります、今、各課長から現状について伺いました。そして、現在の行政の現状を見ると、行政改革の名のもとに、特に国・県の地方の行政機関が次々と撤退・縮小する中で、地方行政の使命でもある市民サービスを提供する力が低下しています。

市長に伺います。

先ほどお示したように、制度を知らなかった人が19%もいて、あわせて周知徹底など、支援が必要と思われる人が295人中114名もいる。そして、障害年金の請求手続を新たに行った人が27名もいたわけです。

厚生労働省も周知徹底の必要性については、認めています。

また、身体や知的、精神の障害のほか、がんや糖尿病で生活や仕事が制限される場合も対象となります。障害者だけではなく、市民全体に対して国民年金などと同じように、障害年金制度の周知徹底を行う必要があるのではないかと思います、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議員ご指摘のとおり、この障害年金に関するサンプル調査、この結果については、担当課から報告を受けております。

この答弁に当たっては、担当課ともすり合わせをしたんですが、自分の思いというのも伝えたいと思ひまして、直前まで真っ赤になるくらい書きました。ちょっとまた泣くかもわかりませんが、ご了承ください。

この私の障害年金に対するまず考え方からご説明させていただきたいと思いますが、この日本で暮らす障害を持った方たちにとっては、この障害年金というのは、所得補償の柱であるというふうに私は考えております。

ですから、この制度というのは、よく考えた場合は、ご指摘のとおり、構造上の問題という点がある点、見えてくるのではないかとというふうに私自身の所感ではありますが、持っております。というのは、先ほどまで言われている周知徹底ができていない。これはなぜかというところ、申請主義、自分から申請せないかんというところの申請主義というのがまず1点、問題点があると思います。

そして、受給要件に保険原理というのを取り入れているというところも問題点としてあるのではないかと。そして3点目としては、障害認定基準というのが、果たして本人に合っているのか、実態がこの基準が合っているのか、こういう問題もあげられるというふうに思っております。

本当にこの必要としている障害者の皆さんに、まんべんなく活用をされなければ、この制度の意味はもたないと考えているところであります。

また、10日ぐらい前でしょうか、身体障害者連盟の土佐清水市支部の方たちとの交流というか、懇談をさせていただいたときにも、今の個人情報、そういうものがあって、なかなか手帳を持っている人の把握が同じ仲間であってもできないという、そういうことも会員がどんどん減っている要因としてあげられておりました。

障害年金制度の役割というのは、しつこいようですが、病気や障害で経済的な自立が困難な方への支えとなっているものでありますから、今後、こういう国の制度の問題点はあっても、市として、我々としては担当課と協議をした上で、広報での周知の徹底という議員からのご指摘もありましたが、私は公約である市役所内に総合窓口を設置すると、そういう公約も掲げておりますので、市民サービスの向上という観点からいっても、効率的な方法と言いますか、わかりやすい方法でできることから速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 本当に大変基本的なところをしっかりとつかんでいただいて、本当にこの障害年金の使い勝手の悪い欠陥というか、弱い部分をしっかりと指摘をしていただきました。本当にそのとおりであると思います。

そういうこともあって、本当に障害者はこの制度が、またそういう制度が使えるにもかかわらず、この制度に恵まれないそういう人が1人も出ないというそういう強い気持ちで、早急にこういうようなことが申請をできるのに、申請をすることができないというようなことが起きないように、適切な対策をぜひお願いをしておきます。

市長、よろしくお願いします。

次に、市営住宅の耐震、防災、改築についてであります。まずは市営住宅の耐震診断です。国も巨大地震への防災対策強化を進めています。この土佐清水市も今議会に南海地震に備え、新たに危機管理課を設置するための条例が提案をされています。このような防災対策強化の流れの中で、市営住宅の耐震対策は、どのような現状にあるのか、住宅建設年度を見ると、47年も経過している住宅もあります。大家として耐震診断はされているのか、まちづくり対策課長に現状についてお答えをお願いします。

○副議長（小川豊治君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えをいたします。

昭和５６年の新耐震設計基準によらない市営住宅については、平成１８年度に県の指導による簡易耐震診断及び予備診断方法により、耐震診断を実施しておりますが、これらの診断方法によっても、診断できない２６戸については、耐震性がないと判断をしております。

この耐震診断結果は、市営住宅３６４戸中６０戸（６団地）については耐震性なしとの結果が出ております。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君）　６番　岡林喜男君。

（６番　岡林喜男君発言席）

○６番（岡林喜男君）　どうもありがとうございました。

基本的には３６４戸中６０戸が耐震性がないということのようです。

次に、耐震、防災、改築の現状についてであります。築４５年前後の住宅を見ますと、老朽化が進んでおります。浸水域にある住宅も数多くあります。南海地震に備えての耐震、防災、改築計画など、まちづくり対策課長、現状についてお答えをお願いします。

○副議長（小川豊治君）　まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長　木下　司君自席）

○まちづくり対策課長（木下　司君）　お答えいたします。

耐震性がないと判断されている住宅６０戸については、現実的な補強方法がないことから、耐震補強は行っておらず、耐用年数４５年が経過した１団地１０戸に対し、募集停止とする空き家政策を進めており、耐震性があり、耐用年数４５年を経過した２団地２８戸についても、現在、空き家政策を進めております。

また、耐震性がなく、耐用年数の経過した市営住宅、２団地については、平成２０年度に県の職員住宅８戸、平成２２年度に教員住宅４戸を県から買い取り、市営住宅として整備し、転居を進めてまいりました。

耐用年数の経過した市営住宅と耐震性のない住宅の建てかえをどの程度優先して建てかえていく必要があると考えますが、南海地震の津波の被害を想定した場合、これからは浸水域でない高台へ建てかえが必要になりますが、高台の土地の確保が厳しい状況で、市街地の一部にも高台の土地はありますが、空き家政策が進展しておりません。

また、他の高台用地も津波時の避難場所に指定しており、建てかえの課題はありますが、小規模ずつでも高台へ建てかえを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君）　６番　岡林喜男君。

（６番　岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございました。

要するに、耐震性がないと判断をされた住宅のうち、10戸については空き家政策を進めていると。そして、耐震性があるけれども、浸水域にある28戸についても空き家政策を進めている。また、建てかえの必要性のある住宅も同じ程度優先をして、建てかえる必要性があるが、浸水域の問題など、高台の土地の確保が必須であるけれども、大変厳しい状況にある。けれども、小規模でも高台への移転などを進めていきたいと。よくわかりました。ありがとうございます。

次に、耐震、防災、建築計画の策定についてであります。ただ今、まちづくり対策課長より大変苦しい答弁をいただきました。

けれども、行政には市民の命と財産を守る責任があります。南海地震に備えて、浸水域であり、高齢者など安心して暮らせる住宅を確保する必要があると思います。住宅を求める市民の状況など、現在の市営住宅364戸、全体を見据えた耐震防災改築計画を中長期的に策定する必要があると思いますが、大家である市長は、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変苦しい答弁になりましたが、ご指摘のとおりでございます。空き家政策、名前はいいですが、危ないので入れない。あとの人もできたら出てください、こういうことでありますので、本当にこの空き家政策といいましても、なかなか問題があるというふうに認識をしております。

ただ、この今の空き家政策をとっている住宅にいたしましても、大変低料金、使用料が大変安いということと、それと年金暮らしの高齢者が多い、そういうこともなかなか進まない、進展しない要因の1つだというふうに担当課からお聞きをしております。本当に今の古い住宅でもいいので、ここで住ませてくださいとそう言って申し出てくるお年寄りもいるということも聞いておりますので、本当にその実態については、今度の対応についても大変難しい、デリケートな問題だというふうに考えております。

ただ、ご指摘のとおり、本当に老朽化、耐震、また予想される南海トラフの巨大地震、こういったことを想定する中で、早急に対策は講じていかなければならないんですが、いわゆる財源的な問題とか、いろんなことが絡み合って、すぐにこれを短期間にこの対策を実施できるというものではございませんので、先ほど議員が言いましたように、中長期的な計画をつくって、できる限り、市民の命を守るという観点から、取り組みを進めてまいりたいと思いますので、ぜひ、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 6 番 岡林喜男君。

（6 番 岡林喜男君発言席）

○6 番（岡林喜男君） どうも前向きな答弁、本当にありがとうございます。

この住宅については、市民の要求もさまざまな形から、聞きながら、中長期的に財政の調整もしながら、ぜひ、早い時期に体制が整うよう、よろしく願いをしておきます。

次に、高校の授業料無償化に所得制限を導入について、質問をしてみたいと思いますので、新教育長、よろしく願いをいたします。

本当にこの問題については、高等教育の分野で、本当に申しわけない部分もあるがですけど、よろしく願いをいたします。

教育長の基本認識について伺ってまいります。

この高校授業料の無償化は、父母や教職員らの長年の運動を受け、民主党政権下で 2010 年 4 月に開始をされました。公立高校の授業料を原則として年 11 万 8,800 円を国が負担して、私立高校生の授業料も原則として、同じ額を修学支援金として負担をするという制度になっております。

そして、文部科学省は、2010 年 4 月にこの無償化の開始に当たって、文書を出しています。社会全体であなたの学びを支えます。家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込める社会をつくるという文書を全ての高校生に配付をしております。本当に素晴らしいことだと思います。

そして、段階的に教育の無償化を進めていくことを表明しました。時代の要求に即した判断だと私は思います。

この無償化制度によって、経済的な理由での高校中退者は、2011 年の調査で 1,647 人から 945 人に減っています。このように制度の効果が謙虚に示されているにもかかわらず、政府はこの高校授業料の無償化制度に、2014 年度から所得制限を設け、世帯収入を 910 万円未満とすることで、自公で合意しました。そして、秋の臨時国会で成立を目指すとしています。

また、浮いた財源、490 億円で低所得者への給付金制度などを創設をするとしています。子どもたちが同じ条件で学ぶことは、教育効果の上でも必要だし、所得制限を設けると同じクラスで学費が無償の子と、有償の子が生まれます。また、困難を抱える教育現場に仲間づくりの困難や分断を持ち込むことになります。

私は、教育施策としてあってはならないことだと思います。

高所得者への措置が必要だというのであれば、累進課税など、租税措置で対応すべきです。目の前の子どもたちで解消しようとすることは避けるべきだと思います。

狭い範囲で予算を取り合うのではなく、大企業や富裕層など、本来取るべきところから税金を取って、独自に予算化すべきだと思います。

今実施している教育の無償化は、子どもたちに社会全体が自分の学びを支えてくれるという意識をはぐくみます。それは自分の知識を社会進歩に還元しようという真の学習動機や人格の形成にも結びつきます。

私的利益の追求のみに活用しようとするゆがんだ意識ではなく、社会づくりに大事な意識をはぐくみます。私は、無償化のための就学援助の維持拡大は、大学の無償化へと範囲を広げるべきだと思います。所得制限導入は学びを支える理念を否定するものであって、やめるべきだと私は考えております。土佐清水市の教育のトップであります教育長に、高校授業料の無償化制度に所得制限を持ち込むことについての基本的認識を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

本市の高校進学率も限りなく100%に近いものがあります。もはや高校進学は義務教育課程のような実情になっております。

予定している所得制限による低所得者層への別途支援や公私間格差の是正に充てる趣旨は理解するところではありますが、議員ご指摘のようにその財源確保は別施策で対応すべきかと考えます。

先ほど申しましたように、全員が高等学校へ入学するような時代にあり、家庭の所得によって入学できないようなことがないよう、無償化の継続を望みます。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございました。

大変適切な答弁をいただきました。

ちなみにこの教育の無償化は、世界の流れを見ると、高校の教育費は経済協力開発機構の加盟国のほとんどの国で無償化が進んでおります。お金のあるなしで、学びが制限をされる社会を早く卒業をしたいものと私自身は考えております。

次に、「はだしのゲン」閲覧制限問題についてであります。この問題が島根県の松江市教育委員会の清水教育長が広島の実爆被害者を描いた漫画「はだしのゲン」を市内の小中学校の児童生徒に見せないよう閲覧制限をした問題であります。

松江市の「はだしのゲン」をめぐる動きを見てみますと、２０１２年４月に市民が「はだしのゲン」を小中学校図書室から撤去をすることを申し入れています。８月に市民が同じ趣旨の陳情を市議会に提出。そして９月に市議会の教育民生常任委員会が陳情の継続審議を決定。そして１２月５日に市議会本会議が陳情を全会一致で不採択としております。そして１２月１７日に市教委が小中学校に「はだしのゲン」の閲覧制限を要請をしております。そして、２０１３年１月９日に、市教委が再度要請。８月２２日に教育委員会議で初めて閲覧制限を議論をしております。そして８月２６日に教育委員会議で要請の撤回を決定をしております。

これが一連の流れであります。

この陳情をした市民は、高知市に住む男性で、この男性は高知市議会でも昨年の１１月に同様の陳情を行いましたが、全会一致で不採択になっております。

しかし、松江市教委は、日本軍の切首や女性暴行の描写を問題にして、教育委員会議にも図らずに校長会で自由に閲覧できない閉架措置の要請を２回行い、この問題が８月になって明らかになり、批判の声が県内外に広がったものであります。

この閲覧制限について、描写が過激で残虐だとしていますが、この作品は戦争の事実をきちんと伝えるために、あえて描写を使い、しかもゲンがそういう悲惨な体験をしながらもたくましく、人間らしい心を失わず、生きていく姿を描くことが主眼の作品です。

今は、子どもたちが戦争体験を聞く機会も失われていく時代にあります。継承の風化も懸念をされております。漫画という媒体で子どもたちが当時の歴史について触れられるという点も、日本だけではなく、世界的にもすばらしい作品です。ですから、平和教材として使われているわけでもあります。

教育長に伺います。

私は今回のような子どもたちの学ぶ権利にかかわる重要な事項が、教育委員会の会議にもかけられず、事務局の独断で閲覧制限の要請がされることは、教育行政の適切なあり方からも問題だと思います。

また、教育委員会が閲覧・貸し出しを制限することで、一番軽視をされているのは現場の声ではないかと思えます。

教育者でもある教育長は、「はだしのゲン」の閲覧制限について、どのような認識を持っておられるのか、よろしく答弁をお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

「はだしのゲン」は、漫画家中沢啓治さんの自身の被爆体験をもとに描いた漫画で、忘れて

はならない戦争の悲惨さを伝えるとともに、恒久平和の願いを児童生徒に漫画でわかりやすく伝えるものと認識しています。

この議場におられる議員各位、また執行部の皆さん方も、一度は読まれたことがあろうかと思います。

本市教育委員会としましては、従来どおりの認識、対応であり、変わっておりません。また、委員会の合議を得ず、閉架措置を行ったことについて、松江市教育員会は、校長会への協力依頼であり、強制ではないとしていたようですが、2回にわたり周知徹底をしたとのことで、そのことを本市に置きかえれば、土佐清水市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第16号のその他の重要な事項に該当する事案と思われ、委員会審議をすべきであったと考えます。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

本当に教育者として、私自身、信頼のできる、これから土佐清水市の教育が任せる人材であると確信をいたしました。

今後においても、教育現場の自主性を尊重して、そしてまた教育委員会の民主的な運営をよろしく願いをいたしまして、私の質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（小川豊治君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時57分 再 開

○副議長（小川豊治君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

9番 瀧澤 満君。

（9番 瀧澤 満君発言席）

○9番（瀧澤 満君） 皆さん、こんにちは。

今回、5項目について、主に市長ですが、答弁をいただきたいと思います。

まず第1点目が、メジカ価格について、土佐食の存在意義ということで出しておりますが、本年の4月13日に、共販が全国の業者を集めてやっておりますが、その時分から6月終わり、7月に入りまして、梅雨メジカというようなことで、大変メジカも大きくなって脂がのって、各納屋は手間がかかるというようなことで、毎年、値段が下がって、40円、50円というよ

うな、あるときは2日、3日、沖どめというようなことでやってきた経過があるわけですが、今年は土佐食がそういった梅雨メジカを一手に買い受けておったわけですが、今年はどういう値段の設定か、今まで漁がなかったというようなこともあるわけですが、大変な値段でありました。そういうことを考えたときに、大変漁業者は助けられたと。4月、5月、6月時分のメジカの価格が大変よかった。100円を下回らないというような状況でありましたので、大変漁業者が助かったという状況であります。

今は、梅雨メジカも切れて、夏の新子メジカというようなことで、大敷網には入っておるわけですが、そういったことで、この梅雨メジカが毎年、大変安かったというようなこともありますが、土佐食があったからこうした今年のような値段がついたという思いがあるわけです。各市内の各業者、20軒ぐらいあるわけですが、そこらあたりは大変買いたくても手が出せないというような状況でありました。そういう状況の中で、これまでの値段、梅雨メジカは漁獲量の不振が続き、魚価につきましては、最近では一定数字を保っていますが、以前はメジカが豊漁のときは、単価が暴落し、沖どめ等の漁獲制限も行ってきました。豊漁時には土佐食株式会社による買い支えにより、漁業者の安定収入に寄与しているところであります。

土佐食株式会社は、順調な経営により、市への配当金も毎年納められているようですが、これまでの配当金の額や主な使い道について教えていただきたいと思います。

市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 配当金と使い道についてのご質問であります。配当金につきましては、平成14年度から現在まで続いております。15年度から24年度まで毎年1,000万円、平成14年度と平成25年度が各500万円配当をいただいておりますので、合計1億1,000万円となっております。

なお、使い道でございますが、毎年、一般財源へ繰り入れして、市政全般に使っておるのが現状です。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 9番 瀧澤 満君。

（9番 瀧澤 満君発言席）

○9番（瀧澤 満君） そういう市政全般に使われておるということでもあります。この土佐食の問題を以前できた時分から、私、漁業組合におるわけですが、これいろんな問題があったわけではありますが、三崎の平林社長が、よし、うちもやろうというようなことで始まったのが始

まりであります。

そういうことで1億1,000万円の配当金があるというようなことは、大変漁業者にとってうれしいというか、この上ない喜びであろうと思うわけですが、その配当金を利用して、漁業者のための事業、例えば、高騰した燃油の補助金等、漁業振興の財源として活用、使用するようぜひお願いもしたいわけであります。

以前、西村市長のときに、そういったこともやって漁業者は大変助かったというような例もあるわけであります。今年は、メジカの漁もよかった。値段もよかったわけですが、これからどうなるかわかりません。そういったことでその燃油の補助金的な活用について、ひとつよろしく願いをいたします。

市長、見解をよろしく願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、瀧澤議員より提案がありました燃油対策であります。平成20年度、西村市長のときに、大変油代が高騰したときがありまして、この平成20年のときに、半年間、1リットル当たり3円の補助をするという内容で実施をしております。そのときの財源として、この土佐食からの配当金を利用したというふうに聞いておりますが、今後におきましても、燃油の高騰、このときを基準といたしまして、またそういうところまで燃油の高騰が起こったときには、この補助事業というのももう1回検討していきたいと思っております。

また、もっと踏み込んでいえば、先ほど言いましたように、メジカの単価が暴落したときには、一定の買え支えと言いますか、補填の対策についても、使えないか、使っていないか、そういうことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 9番 瀧澤 満君。

（9番 瀧澤 満君発言席）

○9番（瀧澤 満君） ぜひ、そういった考え、燃油だけではなくに、市長の立候補のときもあったのではないかと思います。そういった点でそういった価格補償等、ぜひ考えていただきたいと思っております。

このこと、先ほども言いましたが、土佐食のそういったできた意味というものも考えていただいて、今後、漁業者が大変毎日の生活に苦しんでおりますし、そういった点でお考えをいただければ、幸いだというふうに考えております。

どうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、足摺テルメのプールについてであります。今年7月から9月1日までの間、

子どもたちや観光客のために、プールが再開されました。

大変にぎやかで、盛況であったと私も利用者の1人としてうれしく思ったわけではありますが、こうしたプール利用者につきましては、お年寄りから子どもまで、大変にぎやかやったと思っております。

こうしたにぎやかさを取り戻していくためには、地元の皆さん、毎日おふろに浸かり、プールで泳いでもらうことこそ大切ではないかと思うのであります。

私のことを言って、大変恐縮なのでありますが、この1カ月半くらいの間、ほとんど毎日、テルメのほうに通っておりました。体重で3キロくらい、腹回りも5センチくらい痩せております。これからもうちょっと続けば、まだこれが締まってくるなという思いもしておったわけですが、大事なところでこのテルメのプールがやまったというようなことがあるわけで、ぜひ、市長、このことは私も前々から、私がここへ立ったらテルメのプールの話というようなことになるわけですが、ぜひともテルメのことを考えていただいて、一般質問の中で、初日にはいろいろな健康に関するいろいろなことが出ておりましたが、そういったこと等も踏まえた場合、ぜひともそういうことでの対応をよろしくお願いしたいと思います。

この件について市長のお考えをお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） テルメのプールの件につきましては、瀧澤議員が繰り返し質問をしておりますので、何か執念のようなものを感じるわけではありますが、ご承知のように、一番瀧澤議員がわかっていると思うんですが、足摺テルメの温浴事業、特にプールの運営には多大な経費を要するところであります。ですから、これまで足摺テルメの大きな赤字の要因となってきました。

現在、指定管理者であるトリムリゾート、このトリムリゾートの基本的な考えとしては、プールは通年やっていきたいと、そういうプールの通年運用を目指しておると。ただ、現状は夏場の余りコストがかからない時期のみの開設となっているところであります。

ただ、今、瀧澤議員ご指摘を受けましたが、プールの通年の開設によって、今議会、いろいろ質問も出ているんですが、市民の健康増進に大きな効果があるということは、十分認識をしております。市民の健康増進対策として、今後、国や県のそういった支援制度の検討や、足摺テルメ全体のエネルギーの削減対策と言いますか、ESCO（エスコ）事業というのがあるらしいんですが、その事業の導入などを、今、所管課で検討しておるところです。

当然、プール通年開設によって生じる経費というのもこの事業によって削減をされるということも想定されますので、今後、行政支援策と合わせて、トリムリゾートと協議検討してまい

りたいと思います。

以上であります。

○副議長（小川豊治君） 9 番 瀧澤 満君。

（9 番 瀧澤 満君発言席）

○9 番（瀧澤 満君） プール、夏休みやということもあって、観光客と一緒に子どもらがたくさん来て、にぎやかな声がして、本当におっとこんなに人がおったがかと思うようなにぎやかさでありました。

地元の人もあそこがなくなったということで、利用者も大変減っておるといような状況でありますので、また、それを開くなると、いろいろみんなが連絡し合って行くようになるがやないかという思いもしております。そこで議員の皆さんや市のここへお集まりの幹部の皆さん、そういった方が毎日とまではいなくても、みんなが利用するようにしたら、また、テルメもええのじゃないかという思いがしております。

ぜひ、市長、今言われましたようなそういう事業の活用というか、国・県のほうに対して、強かに働きかけていただいて、ぜひともこのことが周年、毎日とまではなかなかやれなかったら、1 日おき、2 日おきというようなことでも何とかならんのかなという思いであります。ぜひともよろしく願いをいたします。

続きまして、災害に強いまちづくりといたしまして、2011 年 3 月 11 日に東日本を襲った津波の写真やテレビ等を見るとき、あのときのような光景が、この土佐清水市で起きたときに、私たちはどういう行動がとれたのか、大変心配でなりません。海からの襲撃に対し、海に面した窪津などの土地を持つ地区に対し、どういう手だてをするかが第一の課題ではないかと思ひます。

本市にとって、こうした状況の地区は、大変多くなっております。東からいって布地区、下ノ加江地区、大岐地区、以布利地区、窪津、中浜、大浜、清水、加久見、三崎、下川口、貝ノ川、ざっと数えて大変多い。こういった地区をどう守っていくのか、早くから声を上げて危険性を訴え続けていかなければならないと考えております。大変恐縮なんですけど、ここに窪津のこれからの防災と言いますか、そういった点の概要書というか、そういうものも市長にもお見せしておるわけですが、うちの場合、清水から窪津まで来るときに、グリーンハイツからおりて海に出ると。それから海沿いを通して窪津まで来るわけです。あれが 2 キロか 3 キロあるわけですが、そこが地震が来て津波が来たら、そこがやられて、なかなか清水からの応援とかいうものが厳しくなると。そうかいって、スカイラインを通して、津呂を通ってくるという点もなかなかやという思いがあるわけで、そのことともう一つは、各漁港は同じあれですが、船がおって、ほとんどの船は夜中に地震が起きた場合、なかなか出ていけないという状況があるわ

けで、その船らをこのままやったら壊してしまうような状況が起きてくるのではないかと。これらをどうするかを考えていかないといかん。そうしたときに、少しずつでも国に対し、県に対して、漁港の沖にもう一つテトラポットの的なもので、一時的な波を少しでも殺していけるような、そういうところをぜひつくっていく。国に対してお願いや要望をしていくというようなことができんかなという思いをしております。

いろいろこの窪津にとって、いろんなことをやって、これからどう生きていくかを窪津のみんなが真剣に考えておる中でありますので、ぜひともそういった点のお考えをお聞かせ願えればと思っております。

ひとつ、その点、市長のお考えをよろしくお願いいたします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨年でしたか、私が産業振興課長のときに、窪津の役員の方々と一緒に県庁のほうに要望活動に行った経過がございますので、この窪津漁協の地震津波に対する防災対策、また、それを含める漁業の活性化、周辺地域の豊かな環境づくり、こういった総合的な窪津地区における漁村のあり方というのは、十分認識をしておりますし、思いは瀧澤議員と同じであります。

この防災対策につきましては、地域ぐるみと言いますか、地域で総合的に対策を講ずる必要があると思いますので、いろいろ今やっている荷さばき所の撤去、それから新しい事務所の建設、それから橋の関係、そういった総合的な計画の上に立って、防災対策、沖合のテトラポットのことも含めてですが、もう1回、総合的に計画書を作成する中で、国・県のほうに取り組んでいきたい、そういう取り組みを一緒にやっていきたいと思いますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（小川豊治君） 9番 瀧澤 満君。

（9番 瀧澤 満君発言席）

○9番（瀧澤 満君） 僕も最初に言いましたように、津波の第一波を少しでも殺して、港の中の静穏を少しでも保っていける、そういう取り組みをしてこそ、今、港における漁船を守っていけると。このままやったら、大きい波が来たら、今でも台風が来ると、大きな護岸のあれらも乗り越えてきておりますので、まだまだ十分な対応はとれていないというふうに考えております。

ぜひともテトラポットでの一時的な波の対応というものも、ぜひとも考えていただきたいと思います。

そういうことでありますが、ひとつぜひともよろしくをお願いをいたします。

続きまして、災害に強いまちづくりは、今言いましたが、近年の観光の変化ということにつきまして、少し触れていきたいと思います。

足摺観光の最盛期、企業の招待旅行、慰安旅行の大型観光バス旅行はすっかり影をひそめ、旅行会社の企画募集のバス旅行も、客離れから姿を消し始め、低迷下の現状は観光コンサルタントも、一様に認め語られる昨今の観光評価のようです。

かわって言われ出したのが、滞在型・体験型観光、団体から個人へ、バスからマイカーへの模索が始まっている昨今であります。

滞在型・体験型商品は、窪津漁港では既に慶応義塾幼稚舎で経験済みですので、メニューの一般向きメニューに置きかえたようなものでありますが、今年7月から12月までのイベント、楽しまんとはた博の中身も、滞在型・体験型が主流であります。

土佐清水市も唐人駄場遺跡、ジオパーク、歴史観光などなど、数多い恵まれた素材の滞在型・体験型への商品化が急がれています。その一例として、近年ふえてきたマイカー客がさかなのまち土佐清水に来て、うまい魚を食べて満足して帰っているのだろうか。いいお店に出会い、うまい魚を食すること、現実、難しいのが実態ではないでしょうか。

ネットで詳しく調べたお客、地元で聞いていいお店に行き合わせたお客は、大変少ないのではないかと考えます。

さかなのまち土佐清水市が積極的に魚を勧めている施策はない。清水さばも中途半端であります。土佐清水市にはうまい魚もたくさんあり、魚に詳しいプロ、漁師さんも大勢いて、それでもさかなのまちとして、観光客にうまくつながり、生かされてないのではないかと思います。旬のうまい魚を安価に食べられる、そんなところが欲しい。いろいろな新鮮な魚を見ながら、目の前でさばいてくれ、話を聞きながら、ピチピチを食べられる。捨てられていた素材、うすぐろや卵、はらんぼなども愛の手で生かす。そんなところが要る。欲しい。屋内でなくても野外でテント形式でもおもしろい。足摺半島の道路改良が目の今、桃太郎旗をなびかせ、窪津で実現したい。こういう思いがあつての質問であります。

団体客から個人客に向けてのこの足摺へのお客さんが、大変多くなってきておるといような状況の中で、これをないけん、そのまま帰るといことやなしに、どこか例えば足摺の旅行、観光案内所的なもので、ここへ来たらこんなものがありますよとか、そういういろいろなあれができるのじゃないかと思うわけですが、そういうようなことで、いろいろとやってみるといようなことは、どんなものかと思いがいたします。

例えば、うちがこの2年くらい前にやったイセエビの料理、イセエビ1匹4,000円くらいで食べさせて、窪津で泊まっていたいて、明くる朝は定置網観光に行つて帰るといようなあれをやつたわけですが、その中で、327名、101組の皆さんが窪津に泊まつて、いろい

ろ食事もして帰っていったということもあります。

また、今年になります、メジカの新子、これも高知新聞に載せていただいたわけですが、これらも大変人気があって、新聞に出るなり、すぐ電話がかかってきて、いろいろと注文もあるというような状況です。何かそういうようなことを地元の定置網のあるところ、また、いろいろな魚があがるところで、そういうこともやっていったらおもしろいのではないかというふうに思います。

ぜひとも、市長、いろいろなことがあるかも知れません。難しい点もあるかも知れませんが、そこらあたりの点で、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議員からいろいろご提案がございました。

これまで慶応義塾幼稚舎など、修学旅行受入の実績、そして観光定置網、また大漁屋や海鮮館のにぎわい。こうしたまさに今、注目をされている体験型と言いますか、そして食を中心とした県内でも先進的な取り組みを今、窪津漁協は行っているというふうに大変評価をしているところであります。

また、非常に隣の津呂地区ともあわせて、日本の農村・漁村の持っている原風景と言いますか、そういう非常に先進的な取り組みをしていると思っております。

さらにこの日本のモデルとなるような、そういう地域づくりと言いますか、観光戦略と言いますか、地域を挙げたそういうモデルになるような取り組みをぜひ目指してほしいというふうに考えております。

また、若い後継者の方も、だんだんと育ってきているようでありますので、ぜひ、新たな若い発想で新しいまたアイデアもどしどし提案していただいて、また、我々行政のほうもでき得る限り、バックアップはさせていただきますので、ぜひ、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（小川豊治君） 9番 瀧澤 満君。

（9番 瀧澤 満君発言席）

○9番（瀧澤 満君） いろいろとご理解もいただいております。そういったことで厳しさ、難しい点はあるかも知れませんが、うちは大敷網があって、魚もそこそこあがるというようなことですので、そこらあたりを活用しながら、うまい魚を食べたいというお客さんがうちも海鮮館というところをやっておるわけですが、そういう方がかなりおります。そういった人たちに食べていただけるような、そういうメニューづくりもしながらやっていきたいというふう

に考えておりますので、ぜひとも市の全面的なバックアップをよろしく願いをいたします。

それでは、リマ、種子島、沖縄等対策事業の導入についてであります。

先ほど、市長もちらっとお話していただきましたが、窪津のことばかり言って恐縮なんですが、うち、事務所、旧市場が築４５年ぐらいたって、大変昔の建物ですので、市場の柱には亀裂が入って、ちょっと揺れたら、絶対これは人を殺すな。そしてまた、事務所は川の上ですので、これは大変危険だと。何とかいい方法はないだろうかと思っておりましたら、県のほうからいろいろアドバイスをいただいて、今回やっていただけることになったわけですが、それが壊すのは何とかできたとしても、今度、新しいものを建てるのに、事務所では補助事業が活用できないというようなこともありまして、大変苦慮しております。

そういうことで、ぜひとも市の格段なるご理解をご協力をお願いしたいと思います。

種子島対策事業は、ロケット打ち上げの補償金と言いますか、そういうので各漁業者に大変有利な高率の補助事業があつて、これを多く利用しておるわけですが、こういう事業ができないと、そういう決まりごとになっておるようですので、このことにつきまして、何とかお願いをしたいと思います。市長、どうですか。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） リマ、種子島が該当にならんという、それをどうにかならんかという質問の中身であります。ご承知のように、リマも含めた種子島事業というのは、漁民への補償の事業でありまして、いろいろしづりがございます。今、質問のあつた事務所については、この事業が対象にならないということをお聞きをしております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） ９番 瀧澤 満君。

（９番 瀧澤 満君発言席）

○９番（瀧澤 満君） ここにちょっと書いたものがありましたけど、漁業振興関係について質問いたします。

ご承知のとおり、漁業者を取り巻く環境は、漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油の高騰など、大変厳しい現状が続いており、それに伴い、各漁協も大変厳しい経営を強いられている状況であります。

そんな中でも、漁業者を守るため、国の有利な補助事業を導入し、基盤整備を行い、漁業振興に努めているところであります。

そこで、産業振興課長にお伺いいたします。

本市での過去３年間の主な国の補助事業について、事業内容、金額等を教えてください。

○副議長（小川豊治君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

国の主な補助事業について、過去３年間についてお答えします。

平成２２年度種子島周辺漁業対策事業で、清水新市場荷捌き施設の設計業務費としまして、１,５２６万７,０００円、平成２３年度、同じく種子島周辺漁業対策事業で、旧清水市場の取り壊し事業費２,９７１万５,０００円、漁船用衛星通信システム設置事業費で、１７０万９,４２６円となっております。

また、平成２３年、２４年度の２カ年事業のリマ区域周辺漁業用施設設置事業で、清水新市場の建設事業費４億５,５１７万５,０００円となっております。

以上でございます。

○副議長（小川豊治君） ９番 瀧澤 満君。

（９番 瀧澤 満君発言席）

○９番（瀧澤 満君） 清水漁協の場合、事務所はリマでやったという、そういうことでいいですか。

○副議長（小川豊治君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） 清水の新市場の事務所は県単事業で行っています。

○副議長（小川豊治君） ９番 瀧澤 満君。

（９番 瀧澤 満君発言席）

○９番（瀧澤 満君） 大体どれくらいのあれですか。

○副議長（小川豊治君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） 金額ですか。金額は済みません。今、手元に金額は持っていませんので、申しわけございません。

○副議長（小川豊治君） ９番 瀧澤 満君。

（９番 瀧澤 満君発言席）

○９番（瀧澤 満君） 自分のところでやるということは、なかなかあれで、清水もいろいろとご苦労される中で、市のいろいろな助成というか、そういうものも受けておるようでありますので、ぜひとも窪津の場合も、窪津は単独でやっておりますが、いろいろな面で大変苦労もしておりますし、ぜひともいい方法を考えていただきたいというふうに思います。

その点で、市長、何かありましたら、よろしくお願いします。

○副議長（小川豊治君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっと整理をさせていただきたいと思うんですが、現在の窪津漁協の事務所、それから旧荷捌き所、今年度の取り壊しで仮事務所に移り、その後は、事務所の建設の方向というふうにお聞きをしております。

ただ、今、議員から質問のありました、現在、国庫補助金のメニューというのは、漁協の事務所の建築に対する補助金はないのが現状です。

県漁協の清水統括支所の事務所の建設にも、この国庫補助金というのは該当になりませんでしたので、拠点市場に対する県の単独の補助金というので対応しているのが現状です。

窪津漁協の事務所の必要性について、私も先ほどから答弁をしておりますが、清水でも一番危険な事務所、建物というふうには認識をしておりますし、その事務所の移転には用地の取得も当然、必要になってきますので、県、それから窪津漁協と含めて、最善の方法というのを今後、検討していきたいと思っております。

それから、窪津漁協の事務所の建設、その１点については、私も今言いましたように、早急に対策が必要というふうに考えておりますし、一緒に県のほうにも要望には行きたいと思っております。

以上です。

○副議長（小川豊治君） ９番 瀧澤 満君。

（９番 瀧澤 満君発言席）

○９番（瀧澤 満君） ぜひともそういった点で、市長にもいろいろご迷惑をかけるかもわかりませんが、この漁民の安心して毎日沖へ行って、魚を取ってきて、市場をおろしてやっていける。これはやっぱり漁協がしっかりした取り組みをやってこそ、漁業者も安心して沖に行けるということにつながってきますので、ぜひともそこらあたりのお考えをいただきまして、今後とものご支援を心からお願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小川豊治君） この際、午食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前 １１時 ４０分 休 憩

午後 １時 ００分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

１４番 武藤 清君。

（１４番 武藤 清君発言席）

○ 1 4 番（武藤 清君） 5 項目について質問通告を行っておりますから、1 問 1 2 分で進ませてまいりたいと思いますが、今回の質問戦に入りましてから、東京五輪の話が盛んに出ておりまして、私も、多少時間をとりたいと思いますが、実は、ちょうど 5 0 年前、1 9 6 4 年が東京五輪、パラリンピックの年でありますから、ちょうど 5 0 年前に私は昭和 3 8 年に清水高校卒業して、東京に行って 2 年目の秋でございまして、大変当時を思い出しておりますけれども、2 0 歳のときでありましたが、苦学生でありましたから、メイン会場であります国立競技場に入ったこともありませんし、それから各種の競技の会場にも入ったことはありませんけれども、その代々木の競技場の周囲を走りますと、聖火が毎日燃えておったことを覚えておるところでございまして、大変おめでたいというのか、よかったのではないかというふうに思っております。

ただ、お祭りでありますから、同時にこれ市長にお願いしたいと思いますが、このオリンピック、パラリンピックにかき回されることのないような原発の後始末についてももしっかり政府はやっていただきたいと思いますし、永田町に行きましたら、ぜひ安倍総理に、市長、お伝えをお願いと思いますが、同時にこの招致に対して、新聞報道によりますと、大変安倍総理が終結で全く問題ないと。全て自分の責任でけりをつけるみたいな、大変大見えを切ったようでありますけれども、全く福島の状態というのはとんでもない状態であるわけでありますから、汚染水が海を毎日 4 0 0 t のうち 1 0 0 t が海へ垂れ流し状況でありますから、一日も早くそのことの解決がまず望まれるところであります。

もう一つは、こういうお祭り騒ぎにかき消されがちでありますけれども、国の財政問題をどうしていくのかという財政再建の道標というのは、これはぜひやってもらいたいと思っております。消費税の導入が来年の 4 月、再来年の 1 0 月というふうに言われておりますが、1 0 月 1 日の安倍総理みずから発表するという報道があったところでありますが、まず、値上げ、この間、市長も答弁なんかありましたけれども、6 0 人か何人か集めて、何日もかけて、意見を聞いたということですが、あれも新聞報道によりますと、結局、地ならしのための意見聴取であったのではないかというふうな意見もあるわけございまして、まず上げるという方向は動かないというふうに思っております。私、消費税は大変でしょうけれども、しかし、今の国の財政、1, 0 0 0 兆円を昨年、今年の 6 月に既に突破をしまして、国債の残高が 1, 0 0 0 兆円ということでありまして、国民一人 8 0 0 万円の借金ということのようでありますから、これは 7 5 歳までの定年でも、あと私、5、6 年しかありませんが、いずれにしても若い皆さんにそのツケが回すということでありますから、これは早急にその財政の見通し、再建の見通しにつきましても、やっていただくということも、ぜひ永田町で市長からお願いしてもらいたいと思うところでありますが、とにかく、パラリンピックも含めて、決まったということは、そ

それはそれでよかったんじゃないかというふうに思うところであります。

質問に入りますが、まず、弘田浩三新教育長にお伺いをいたしますが、一昨日からの質問に対する答弁をお聞きしまして、その答弁の内容について、大変意を強くいたしておるところでございます。

教育行政というのは、大変多端な状況でありまして、方程式で解決ができるという問題というのは、本当にまず皆無とっていいのではないかというふうに思っておるわけでございますが、そういう実態の中で、教育長に就任されたわけでありまして、おめでとうと言いたいのですが、と同時に、ご苦労様ですということもあわせて申し上げたいというふうに思うところであります。

滋賀県の大津市のいじめの問題が大変物議を醸しておりまして、いじめの問題、いじめを原因にして死亡、自殺というのが後を絶たない実態ではないかというふうに思うところでありますけれども、この大津市のいじめの問題、これに対する大津市の教育委員会のあり方、これが1つは問題になっておりまして、この大津市の教育委員会のいじめに対するあり方が、教育行政不要論にまで話が飛躍しておるというのが実態だというふうに思うところであります。

という状況もあります。それから、もう一つは、国のほうの動きとして、道徳教育の教科化というのが問題で出ておるわけでございますけれども、教育長は現場出身でありますから、十分そのあたりはご案内のとおりであるわけでございますけれども、さまざまな現行の問題を含めまして、30数年間、教育現場で活躍をされてきました弘田浩三新教育長に、ご自身の教育論をお話いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先日の永野議員への答弁と重複するところがあるかと思いますが、お許しをいただきまして、少し述べさせていただきたいと思っております。

現在、昨日も申し上げたとおり、土佐清水市教育振興基本計画に基づきまして、取り組みを始めているところでございます。その中で、私が重点として押さえているところは、それぞれの子どもたちが、中学校卒業時において、学びを習得して卒業して欲しいということです。

ご承知のとおり、現代社会は高度情報化、国際化が急速に進み、予想のつかないほどのスピードで社会は変化しております。

社会に出てからも、子どもたちは学び続けなければなりません。したがって、従来の知

識量型の教育ではなく、自分自身がみずから学ぶ姿勢と思考し、判断し、それを表現する力を身につけ、常に変化する社会に適応し得る清水の子どもたちを育てていきたいと考えております。

もう一方、それに加えて、各先生方には、土佐清水市教育研究集会等の研修の場を保障し、校長会、教頭会とも連携を図りながら、指導力の向上を図っていききたいと考えております。

また、昨日も申し上げましたとおり、清水版英語教育に取り組んでまいりたいと思っております。この英語力というのは、今後、ますます拍車のかかる国際化の中で、子どもたちにとって強力なツールの1つになると思われます。

ぜひ、市民一丸となった施策となるよう、手法や手だてを研究し、実行に移していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 教えられる側と教える側との体制についての教育長の教育論の基本になるところのお話をいただいたところであります。

先日、学力テストに関する報道があったところでございまして、一定、中学校ですか、全国平均並みというふうな結果も出ておるわけでありましてけれども、学力テスト、これ私が教育長に申し上げるまでもないことでして、子どもたちの点数だけ上がればええということでは決してないわけでありまして、その出た数字に、さほど一喜一憂をするということではないというふうに思っております。その出た点数、数字というのが今後、どう生かされていくのかということであろうと思いますが、そのことが今、教育長から話がありましたように、学びを習得してから卒業してほしいというのが、一定、数字も大事ですけれども、またそのことの内容なり、そのことを今後どう生かすのかということが、学びを習得していくということにつながるのではないかとこのように思うところでございます。

先日、文科省の方針というのが示されてございまして、エリート育成に重点ということで、これ大学に対してですが、全国の有力30校を選んで配分をして、スーパーグローバル大学をつくらせていきたいというような研究、教育構想が出ておるところであります。

既に、来年度の予算に概算要求に盛り込んだということもあるわけございまして、グローバル化された世界で日本がどう生き残っていくのか、その中でどう打ち勝っていくのかという人材育成をしていくという、そのための大学をやるということであろうというふうに思うところであります。

私、このことについても、それはそれで結構だというふうに思っております。東大の学生と

というのがほぼその役を担ってきておるのではないかというふうに思っておりますが、私が学生の当時には、二流、三流大学の友達と集まって、東大やといっても、1割はちょっとどうかなというような人もおるがぜひみたいな話をしたこともありましたが、それはさておきまして、明治政府からこのかた、旧帝大から東大の皆さんというのが、経済界も法曹界もいろんな分野で日本の国の中心を担ってきた、支えてきたというのは間違いのないわけでありますから、そのことはそのことで一定の評価をする必要があるのかと思うところでありますが、といいましても、それはごく日本の人口の本当にひとつまみもないような人数であるわけでございますから、ほとんど大多数の皆さんというのは、名もなくひっそりという社会の中の一構成員として一生を終わるということであるわけでございますから、その人間としてどのように社会で生きるのかという力を身につける、そしてそのことが社会でどう構成をしていくのかというところをしっかりと自覚を持った人間をつくるということが、教育の本心でなければならんというふうに思うところでございます。

市内の中学校、この4月から4校が1校になったわけでございますが、小学校につきましても、現在の出生者数から考えますと、早晚これは統合ということは避けて通れない喫緊の課題ではないかというふうに思うわけでございますが、そういう状況の中で、社会で立派に人に迷惑もかけず、しっかり自分の人生を見つめながら生きていける子どもをどう育てていくのかというのは、ひとえに弘田浩三教育長中心にした本市の教育行政に懸かるというふうに思うところでございますが、そういう問題等々も含めて、今後の課題等について、教育長の所見をお伺いするところであります。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

本市教育行政における課題といたしましては、まず子どもたちが楽しく学校へ通学でき、自分に自信を持つことができる、基本となる基礎学力の定着と学力の向上が挙げられると思います。

次に、近い将来、発生が懸念される南海地震から、子どもたちの生命を守るための学校施設の耐震化や全国にもその発生が社会問題となっており、子どもの人生に大きな悪影響を与える恐れのあるいじめ・不登校をはじめとする問題行動への対策があります。

ほかにも急激な少子化の振興により、今後、さらに複式学級の増加が見込まれる本市小学校における、ただ今、武藤議員もおっしゃいましたが、学校規模の適正化と、市長が公約に挙げております学校給食早期実施についても、課題の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） まず、基礎学力ですね。それから命も含めたそういう地震等々に対する意識を持って、しっかり生きられる子どもたちを育成することについて、ぜひ、ご苦労かけますが、よろしくお願ひしたいと思います。

これ言うまでもありませんけれども、憲法、さらには教育基本法に基づく教育行政をしっかり、まず人間としてどうなのかという視点で、しっかり仕事をしてもらいたいというふうにお願ひをして、教育長についての質問を終わりたいと思います。

次に、2点目の白鳳地震についての質問でございますが、これは8月5日でしたしょうか、高知新聞に「人の記憶、海の痕跡」と題するシリーズがあったんですが、そのシリーズの最初に土佐清水市爪白、白鳳地震のため陥落、海底に眠る石柱群という記事が高知新聞の一面のトップ、しかもカラー刷りで報道をされたところであります。

ジョン万次郎など、土佐清水市を代表する先達や偉人というのが結構いたのではないかと思います。思うところでもありますけれども、その痕跡というのが極めて少ない本市であるわけですが、結局、記録として残る、文書として残るとというのが大変、本市は少ないというふうに思うところではありますが、考えてみますと、日本の歴史上、土佐というのは流人の国であったわけございまして、今の高知から見ましても、大変遠い遠い地の果ての、そのまた地の果ての地域であるわけでございますから、人の営みについての記録が資料として残っているということは大変考えにくい土地柄だというのは、割合容易に想像ができるところであります。

特に、明治新政府の廃仏毀釈が明治4年でしょうか、ふき荒れましたので、お寺、神社仏閣というのは大変打ち壊し等々に遭いまして、そのせいもあって、歴史的な遺物、それから文書類がほとんどなくなった状況ではないかというふうに、これ全国的にそういう状況ではないかというふうに思っておりますけれども、本市の場合には、元町の蓮光寺、足摺の金剛福寺、それから三崎の香仏寺にあるのかどうか分かりませんが、その関連の文書があるとすれば、ある程度でありました。ほとんど文献としては残っていないというのが実情ではないかというふうに思うところであります。

先年、加久見におきまして高知大学の市村先生という名前でしたでしょうか、が来て、加久見埋蔵文化財を発掘調査したことがありまして、加久見地域が中世の記録に残る一條家関係の等々も含めて、14世紀、15世紀のあの時代に加久見が幡多郡の中心地であったということが、ほぼ特定をされたというふうにも聞いておるところでございまして、そういう状況の中で、本市には大変歴史的な遺物が少ないというふうに思うところございまして、今回の爪白の水の中埋蔵文化財というのでしょうか、詳しいことは分かりませんが、もしそのことが実物

というのか、人間の手がかかってある加工のものであるということがわかりますと、これまた大変、いろんな意味で意義があるのではないかというふうに思うところではありますが、このことにつきまして、生涯学習課長、爪白の今回、報道がありました埋蔵文化財ではないかと思われるものについての所見をお聞きするところであります。

○議長（岡林守正君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山下博道君自席）

○生涯学習課長（山下博道君） 議員ご質問の白鳳地震遺跡の真偽についてお答えいたします。

まず、白鳳地震は、天武13年、西暦684年、白鳳時代、飛鳥時代の後期、近畿から四国にかけて太平洋側、南海トラフ沿いで発生した巨大地震としては、記録に残る最古のものと言われている。

日本の自然災害の書物の中による記述によりますと、山崩れが多発し、家屋・社寺倒壊、人畜の死傷多数、津波が襲来して土佐では船の沈没が続出し、また田園の50万余頃、約1,200ヘクタールが沈下して、海になったと記録されており、推定される震度はマグニチュード8.3であったと伝えられております。

さて、爪白弁天島付近の海底に眠る石柱が白鳳地震による遺跡であるかどうか、その真偽についてのご質問ですが、今年の8月の高知新聞に掲載されていた人の記憶、海の痕跡の記述の中で、土佐湾岸に過去の巨大地震で沈んだ建造物など、痕跡として土佐清水市の爪白地区の海底にある細長い石の存在が、郷土史三崎村郷土研究の中で村に伝わる伝承、伝説として紹介されていました。

この海中石柱群は、地元ダイバーが確認しており、石材は花崗岩が使われていること以外、石に刻んだ文字などが発見されていないため、海上から捨てられたものか、地震による津波か、流出によるものなのかどうかは、定かではありません。爪白周辺の寺院には、花崗岩で作った墓があり、その時代などから推測すると、海底の石柱は鎌倉時代などの中世以降、切り出された可能性があり、この石柱群は白鳳地震より、かなりあとのものかもしれないという見方もありますが、時代を残す記録はありません。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 石につきましては、先ほどの加久見の埋蔵文化財の調査のときに、加久見の香仏寺の近辺に大変大きな石塔群があるわけございまして、その石が神戸の六甲から運び込まれたという石というのは、これは研究者というか、専門家の中でも間違いないという評価があるところございまして、三崎のほうにも神戸の六甲の石があるということも確

定をされておるようであります。

私、この問題取り上げましたのは、先ほど申し上げましたように、埋蔵文化財も含めて大変遺跡的な資料が土佐清水市は少ないというふうに思っております、観光立市を標榜しているわけですから、1つのことだけで観光立市が成り立つわけじゃありませんし、いろんな分野で観光客誘致の活動をするためにも、それぞれの分野で資料の整備も含めて、観光客誘致に働きかけるという作業というのは、当然求められるわけでありますから、そういう点からしますと、こういう歴史的な遺物というの、しっかり調査し、一定の評価もした上で、その関係、今回の場合はこの問題について言えば、歴史マニアというのは結構おるわけですから、その皆さんに対するアピールをするということの材料として、使うことができないだろうかというふうに思うところであります。

余談ですけども、先ほどの加久見の遺跡につきまして、私、大変もっと掘り返してもらいたいと思って、これ小川副議長に怒られますけれども、小川副議長の家の下を掘ったら、よっぽど何か出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、加久見一帯を掘り返して、あそこを歴史村みたいな形をつくって、観光地にしたらおもしろいのかなというふうに思っておりますが、小川副議長の許可がないとできませんから、そういうことも考えながら、この爪白の石につきましても、花崗岩ということでありまして、御影石という話をよく昔から聞いておりますけれども、神戸に御影という地区があると思うのですが、地区というのか、町か知りません。区かもわかりませんが、その御影の御影石というのをよく子どもの時分から親あたりから聞いてきましたが、その石ももしかしたら六甲のほうの御影とのかかわり合いが、もしかしたらあるのかなというふうにも勝手に想像をしておるところでございますが、今、生涯学習課長から説明いただきましたように、真偽のほどは定かではないし、誰かが持ち上げて放り込んだのかもわからんということですので、なかなか重いものなので、えいやというわけにはいきませんので、ぜひ、多少金もかかるかもわかりませんが、せっかく高知新聞がトップ記事で取り上げて、まず清水のああいう文化財をトップに取り上げていただいたということですから、ぜひ、これを利用せん手はないわけでありまして、多少金のかかりましても、専門家の皆さんに依頼をして、どういうものなのか、手のかかった加工物であるとすれば、どういう種類のもの、石がどこから来ているのかというくらいのことまでは知らべても、もし外れても損はないのではないかとこのように思っておりますから、今後におきましては、ぜひそういうことについてのご尽力をお願いしたいと思います、担当課長の所見をお伺いします。

○議長（岡林守正君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山下博道君自席）

○生涯学習課長（山下博道君） お答えいたします。

今後のこの海底石柱群の調査研究につきましては、遺跡として歴史的背景や、学術的な見地から考えまして、価値あるものかどうか、また、文化遺産として保存活用すべきかどうか、土佐清水市教育委員会の諮問機関であります文化財調査会委員や、土佐清水市郷土史同好会などの関係機関の意見を聞きながら、協議検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ありがとうございます。

次に、あしずり黒潮米につきまして、産業振興課長にお伺いをいたします。

3月の当初で、このあしずり黒潮米につきましては、予算を組んだというふうに思っておりますけれども、過日の新聞報道によりますと、大変評判がよろしいと、評判が上々だというふうに記事が出ておりました。私、記事を読みましたが、大変、宮西さんと下ノ加江の橋本さん、写真入りで出ておまして、大変ご苦労があったということもあの記事でわかりましたし、今後に対する熱い気持ちも伝わってきたところでございますが、このあしずり黒潮米につきましても、今日の状況につきまして、産業振興課長に報告を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

本市の水稻農家の所得アップのために、高付加価値をつけたブランド米をつくろうと、JA高知はた三崎支所、水稻部会に所属するうち、県からエコファーマーとして指定を受けた5つの農家と集落営農組織が平成24年度から取り組みを始めたものでございます。

作付の条件としては、生活排水の流れ込まない厳選した圃場により、本市特産である宗田節製造時の残さ、メジカの魚粉を肥料とした上で、農薬使用にも厳しい基準を設け、さらに甘味を増すために2回以上のにがり散布を義務つけるなど、土佐清水市の魅力を最大限に活用の上、生産者が昔ながらの手間暇をかけてつくったお米となっております。

今年の作柄は、農協等米穀販売関係機関で、全国的に実施されている食味値検査で、全国的においしいと言われる75という目安の数値を大きく上回る80以上、80から84の数値を出荷した全ての生産者が記録し、本山町が誇る天空米の基準値となっている85には至りませんが、それに近い数値となっています。

市としても、県の補助金を活用してJA、生産者と連携を図り、市内の量販店、JAストアでの販売、また本市公認キャラクターの宗田ぶっしー君の協力も得て、販促キャンペーンを行い、その効果もあり、これまでのところ、好調な売れ行きを呈しているほか、足摺温泉協議会

での試食会や、あしずりまつりの協賛券の商品として採用していただいております。

また、あしずり黒潮市場のレストラン、元気プロジェクトは大阪阿倍野に出店しているとさしみず屋のおにぎりにも使用していただき、農・観・商の連携した取り組みを積極的に図っているところでございます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） まず、厳しい基準があるということでありまして、過去に酒米を相当奨励をした経過があったわけですが、あの酒米につきましても、家庭の生活雑排水についての流入については、基本的にあれを除外、あれがあってはだめだということがあったというふうに聞いておるわけですが、そういう厳しい基準の中での黒潮米ということでもありますから、大変そういう流れで、ぜひ成功してもらいたいと思うわけですが、本市の農業というのはいろんな過去に菜花ですとか、それからいろんな作物をやってきたと思うわけですが、なかなか定着をしないのが過去の実例ではないかと思っております。

最近、ブロッコリーが相当、営農指導員の皆さんのご努力もあって、宗呂あたりを中心にしながら、結構、作付面積が広がって、この秋植えも準備が相当始まっておるわけですが、そういう新しい芽がぼつぼつ芽生えつつあるわけですが、農業というのは水稻が農業というふうにはほとんど信じて疑わずに何十年も、100年も200年もあったと思いますので、それをなかなか新しい農業に切りかえるというのは、これはまた意識の転換ということからすると、大変至難だというふうに思うところですが、そういうことを考えますと、この米をつくって、米を一定付加価値をつけて、その米づくりの中で生き残っていくということは、これは理にかなう方法ではないかというふうに思っております。TPPの状況というのがまだ結論が出ておりませんし、年内に結論を出すというようでもありますけれども、この米の800%という関税がそのまま残るとは考えにくい状況でありますから、そうすると、今の米農家を取り巻く状況から、よくなるということはこれは万に一つもないというふうに考えなくてはならないと思っております。

今、産業振興課長に聞きますと、このあしずり黒潮米の作付、それから生産につきまして、大変厳しい課題というのか、ハードルが高いというふうにお聞きしますけれども、でも、そういう産地化、例えば土佐清水市内のお米農家同士であっても、その中で格差はつけるということとでないと、国内で生き残っていけるはずはないわけですから、お隣同士できちっと差のある作物に仕上げていくという、そういう厳しさというのがあってのブランド商品であり、産地化であろうというふうに思っておりますから、ぜひ、この問題については、生産者とJA

ということだけではなく、これは土佐清水市の農業の将来を決める大変重要な坂にさしかかったというふうに思っておりますので、行政挙げて、この足摺ブランド米が成功して、作付面積もふやし、土佐清水市のあしずり黒潮米を全国に有名たらしめるというために行政も全力を挙げて取り組んでももらいたいというふうに思うところでございます。

以前、石川県の羽咋市でしたしょうか、神子原米というバチカンの法王、ローマ法王との米がそこで、バチカンで使ってもらえるという、米は羽咋の神子原米という米が採用になったという話があって、カリスマ的な、当時は町かな市かな、職員でして、今、どうなのかわかりませんが、カリスマ性で地区の農家の皆さんをリードして、今は世界的に有名なブランド商品になっているという話、現実にあるわけでありまして、ぜひ、本市のあしずり黒潮米につきましても、バチカンまではいかなくても、そういう産地の皆さんと肩を並べるようなそういう土佐清水市の米にしていきたいと思うところでありますが、担当課長、所見をお伺いいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

これまでの取り組みで、食味値検査でも、かなり高い数値を記録し、一定の評価を受けているところでございます。

今後につきましては、生産農家と作付面積の拡大が課題となっておりますが、これについては、先ほども申しましたが、生活排水の入らない圃場が前提条件となっていることや、メジカの魚粉等、有機肥料による土づくりに一定の期間が必要なこと、加えてブランド米としての品質維持のための生産方法の統一と厳しい生産管理が求められているところです。

これらの課題克服のために、生産技術の向上への研修会の実施や、おいしいお米とされる目安75を上回る80以上の食味値維持や、新たにあしずり黒潮米としての数値基準設定等について、JA高知はた三崎支所や、生産者と検討を行い、来年以降の取り組みについてつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

きのうの仲田議員の質問の中で、質問というのは待ったなしの質問ばかりだというふうな指摘もあったわけですが、この黒潮米につきましても、これも待ったなしの質問でありますから、ぜひ、来年度の作付に向かったの担当課の努力をお願いしたいと思っているところ

でございます。

教育行政につきましての課題につきましては、待ったなしでありますから、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に、観光振興についてであります。

これ観光振興と大変大げさな大上段に振りかぶった質問通告であります。観光振興になるのかわかりませんが、2点について質問をしていきます。

まず、大岐海岸、大岐の浜についての質問であります。

白砂青松の大岐浜の復活ということですが、最近、大岐の浜の中に遊歩道というんじゃないかと、あれ園路というのでしょうか正式には、看板を見ると園路と書いてありますが、あそこがもともとのらっきょう畑の林の間に農道的な市道か何かに、あそこが700mくらい、600mあるのでしょうか、それを入れて2キロくらいあるかもわかりません。あそこを時々歩く機会があるわけですが、結構、サーファーのお客さんが来ております。真ん中の駐車場と言いますか、国道から入ったら駐車場があるわけですが、あそこの駐車場が60台か70台くらいとめられるのでしょうか、あそこが夏場になるとほとんどいっぱいになるわけですが、このロケーションがすばらしいと。波もサーファーにはいいという話でございました。その方の言うには、サーファー客もなかなか人格的にいい方が多いという話を聞きまして、大変びっくりしたところですが、その後、また別の方に同じように聞きますと、その話をする前に、テレビで見えておりました、伊豆の下田にサーフィンができる浜があるようでして、プロのサーファーというのは、何か大会があって、あちこち回って大会で順位をつけたりしてというのがありますが、たまたま下田でやったのを見ておりましたので、ある方に同じように聞きますと、ここの砂浜はサーフィンをするにはすばらしいと。でも、下田も良いと聞きましたよということを話したら、伊豆の下田ですか、とんでもないですよみたいな話でした。それで、ここまで来るのに、入野の海岸、あそこの砂浜、あそこのサーファーは結構多いんですが、あそこでここまで来る必要ないのではありませんかと聞くと、ここと比べたら、入野と比べたら、ここのほうが数段いいですよみたいな話がありましたので、えーそんなに評価が高いのかなという気もしながら、多少は気持ちうれしくなったところでもありますけども、そういう状況で、きのうのきょうの話でありますから、担当課のほうとしては、これは役所始ま

って以来の問題であろうかと思いますが、大岐に対する観光行政としてのこれまでの事業について、簡単に報告を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

高知の海百景にも登録されている大岐の浜は、約1,600mの白い砂浜を有し、県内でも有数の美しい砂浜となっております。

夏場のシーズン、7月から8月には四国内はもとより、遠くは関東・関西・中国・九州地方から多くのサーファーや観光客、今年については約1万8,000人が訪れています。

これまでの大岐浜の施設整備状況としましては、平成10年度大岐浜中央トイレ。平成12年度、大岐浜東側トイレを高知県が整備を行い、平成19年度には市がそれぞれのトイレにコインシャワーを設置しております。

また、平成21年度には、環境省の事業で、遊歩道、案内看板、誘導標、車止めなどが整備され、大岐の浜を利用する観光客等の利便性に努めているところでございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 1万8,000人ですか、そうですか。駐車をしておる車のナンバーを見ますと、千葉の車もありますし、福井の車から神奈川の湘南の車が東あたり、それから広島島の福山あたりも結構多いです。愛媛もこの近辺はそうなんです、神戸、大阪あたりを中心にしながら、さすがに札幌のナンバーと沖縄のナンバーを見たことはありませんけれども、千葉、福井あたりが上限あたりになるかなというふうに思いますけれども、相当、全国からあるというふうに思っております。

ただ、サーファーの皆さんの誘客運動が観光としていいのかなのか、悪いことはないと思うのですが、というのは、以前、このサーファー客が行く海に事故があった当時から、土佐清水市に入った当時の話を思い出しますと、布の海岸へ結構サーファー客が来まして、当時まだトイレがないときでした。地元の話で当時聞きますと、お金は落とさんと要らんものばかり落としてというふうな話があった話です。その後、トイレができて、そういう問題は払しょくされて、芋畑は入られるぞみたいなのが当時あったりしたわけですが、そういう余り宿泊を車でほとんどやっておられるようですので、ほかの観光客と比べたときに、サーファーの皆さんが市内へ金を落とすという経済的な効果はどうかというふうに思いますけれども、それでもリピーターとしての効果というのは、大変あるというふうに思っております。

また、ロケーションが素晴らしいという話を丸亀の方にお聞きしましたが、私も歩い

て、朝時々見ますと、朝日が雨の降る日は朝日が見えませんが、大変きれいでして、恐らく窪津崎から布崎の間は365日、天気さえよければ、毎日、日が見えると思います。カメラを持った方も結構来ておられますし、それから月と太陽の関係にあつて、海から太陽がのぼってくる。後ろを見ると、月がまだ残っているというふうな状況も時期によっては見えるということもあるわけでありまして、大変そういう意味では、隠れたスポットなのかなというふうにも思うところではありますが、そういう大岐海岸でありますから、ぜひ、改めて観光面での宣伝をぜひやっていただきたいと思うのですが、それにつきまして、白砂と言えば、青い松でありますから、早速松はそこへ植えてしまえというわけにはいきませんが、大体、松林、松林と思っておりまして、ところが見てみますと、園路、遊歩道を歩きますと2本くらいしかありません。こんな大きな手の昔からあるというのは。自分が清水高校のときには、遠足へ毎年行っていましたので、当時は松林でしたので、イメージは松林、松林ばかり思っておりますが、今、浜林というようではありますが、子どものころは下川口浦に老人いこいの家があつて、あの海岸と人家との間に、松林がざつとありまして、西南汽船が来て、あそこで乗って沖へ船に乗ってという時代がありました。そういうこともありますので、恐らく桜浜も松林がありますし、それから竜串のほうから竹葉さんのあたり、あその前が松林で、三崎浦も松林、もしかしたらあつたのかもわかりませんが、ずっと海岸、沿岸沿いの砂浜と人家の間には、多分、防潮・防風の意味も込めた松林が、布あたりにもあつたのではないかというふうに思うわけで、鍵掛でも松林があるわけがありますから、そういう状況で、白い砂と青い松というのは、これはセットでありますから、ぜひ、産業振興課長、そういう足摺岬、竜串だけではない観光スポットの1つとして、大岐海岸に白砂青松の復活をということで、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

本市の観光地としては、従前より、男性的な断崖絶壁を有する足摺岬、女性的な優美な海岸線を有する竜串が二大景勝地として全国に知られております。

これに次ぐ景勝地として、大岐の浜を以前のように松を復元させ、今年、世界遺産に登録された三保の松原のように、白砂青松の景観に戻すには、多くの課題があると思われます。

今後、地元の方、樹木の専門技術者等、関係機関の方と協議をしまいたいと思います。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 何十年もかかって、あそこを自然林というか、密林みたいに、中へ遊歩道走ってますから、その分はきれいなのですが、何十年もかかってああいう状況になっておりますので、それを一足飛びに松林にというのは、それはそのとおりになることはありませんけれども、長い目で見たときにはそういう観光地としての景観の整備というのは、これはぜひ進めていく必要があろうと思っております。

担当課は課長ではないのかもわかりませんが、ぜひやってもらいたいと思うところであります。

あそこは県の指定の防潮防備林というようになっておるようでありまして、県知事の許可があったら、一定の作業ができるのではないかと考えておりますが、市長に通告をしておりますから、市長に聞きませんけれども、ぜひ、観光戦略として考えていくということが大変重要ではないかと考えております。

サーファーの方についても、現役の市の職員の方もサーフィンをやっておられる方もおるのではないかと考えておりますし、高知ナンバーも結構おるようですから、そういうことも含めて、ぜひ、また考えていただきたいというふうに思うところであります。

空き店舗に絵画ということで、これは市長が市展の洋画部門の特選作家であるという意味の質問ではありませんけれども、これ市民のある方から観光関係の仕事をされておられる方から、全国でああいうことをされておられるところがあるじゃないかということで、ぜひ取り組んではどうですかというご意見をいただきましたが、空き店舗といえども持ち主がおりますので、勝手に絵を描いてどうということにはなりません、その方の意見というのは、例えば芸術大学なり、そういう皆さんを招待をして、その皆さんに絵を描いてもらうということをする、何年かたった後でも、その方は必ずそこへまた出向いてきて、リピーターの役目もしてくれるし、それから、自分自身もまたお客を連れてくるということがあるようなので、ぜひ、そういうことを考えてはどうかというようなご意見をいただいたところでありますけれども、この件、産業振興課長、答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 磯脇堂三君自席）

○産業振興課長（磯脇堂三君） お答えします。

中央商店街につきましては、人口の減少、商圈の市外流出等により、店舗自体を取り壊した事業主や、廃業した店舗等でシャッターが閉められたままの状態の店舗が目立つようになっていきます。

6月24日付の高知新聞の記事に、明德義塾中高の美術部の生徒が、地元スーパーの外壁に地元風景をペイントし、店主から客の評判上々との記事が掲載されておりました。このように、

商店街の活性化のため、空き店舗のシャッターにペイントを行うことが、全国でも見られるようになっていきます。

議員ご提案の件について、中央商店街のある役員の方にお話すると、まずは閉まっている商店、店舗の復活が第一と言われていましたが、仮に行うことになれば、協力はしていただけるということでございます。

今後、老朽化した商店の街路灯の全面的な改修を行うべく、今、取り組みを進めているところでございますので、あわせて商店街の活性に向けて、検討を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） ありがとうございます。

待ったなしの質問では全くありませんので、じっくり考えて、対応ができればしていただきたいと思うところであります。

次に、最後の質問ですが、ドリームトークの土佐清水市版ということですが、これ市長も記事ご案内かもわかりませんが、南国の橋詰市長が、南国市には中学校が4校あるようではありますが、そこに出向いて子どもたちと、子どもたちの代表ということのようではありますが、代表とお話をする機会を設けて、いろんな意見を聞くということをやっておられるという記事があったところであります。

以前、本市議会も中学生議会も何度かやりましたし、それから高校生とも、これ高校生議会があったのかどうかわかりませんが、市長との懇談会も何度かあったようでございます。

若い、これから本市というか、最初の教育関係の質問とも関連もありますけれども、中学生、高校生というそのいろんなことも吸収できる時代に、行政に対する関心を持ってもらうということは、大変私、意義深い、意味のあることだというふうに思っておるところでございます。

行政に関心がある、同時に議会に関心があるということは、もしかしたら市議会議員になろうかという気になるかもわかりませんし、県議会議員、国会議員になろうかという総理大臣にということを感じる子が出てくるかもわかりませんから、ぜひ、そういう意味も含めて、関心を持ってもらうということは、大変重要なことだというふうに思っております。

今回、市議会議員の定数が2名、初日に削減が決定になったところでありますが、その削減の理由の1つが、前回無投票であったと。また、今回、来年でありますけれども、また無投票にこのままとなるのではないかなというような提案理由の説明があったと記憶しておりますけれども、そうであるかもわかりませんが、そうであるとすれば、若い、今後引き継いでもらう若い皆さんに、議会の状況なり、行政の状況なりを自分たちの責任としてしっかり説明をして

いく、見てもらうということが定数の削減とは直接関係ありませんけれども、議会に対する意識、行政に対する意識を持ってもらうという大変重要な作業だというふうに思うところであります。そういう意味からして、この土佐清水市版のドリームトーク、市長、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私の公約の基本姿勢といたしまして、夢を語ろう、明日を築こうというフレーズで公約にも書かせていただいております。

就任以来、積極的に市民との意見交換の場をつくっております。つくっているというよりも、こちらから赴いて、例えばいきいきサロンをはじめ、集会、会合、寄り合いといったそういうものを通じて交流を深めているところであります。

この議会終了後も、連合青年団をはじめ、社協やNPOなど、各種団体との意見交換を予定しているところであります。

今、提案のあった高校生や中学生、また小学生、この未来を担う子どもたちとの交流を通じて、ふるさと土佐清水市を考えることは、お互いにとって大変有意義なことであると思いますので、実現に向けて、早速、教育委員会と協議に入りたいと思っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君発言席）

○14番（武藤 清君） 私、市長は、副市長に内政は任せておつたらええと思います。あとは外へ出て、今、話がありましたように、各種団体、各組織の皆さん、それから各地域へ出向いて、そういういわば外交面の全面で仕事をすると。副市長については、内政、役所の中でしっかり市長の職務を代理として仕事をしてもらうという体制ができれば、大変市民のために行政の執行体制としては、大変いい体制になるのではないかと考えておりますから、そういう視点も含めて、このドリームトークにつきましても、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時13分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○ 1 3 番（橋本敏男君） こんにちは。最後の登壇者となりました。いましばらくおつき合いをいただきますように、よろしくお願いをいたします。

それから、答弁については時間の制約がありますので、できるだけ簡単明瞭にお願いを申し上げたいというふうに思います。

早速、質問に入らせていただきます。

特別養護老人ホームしおさいの実態と運営についてであります。

3週間ぐらい前のことでありますが、私の議会レターボックスの中に1通の手紙が入れていました。その手紙がこの手紙、これ封書だけなんです、これです。その手紙は、私の支援者とだけ記されており、その筆跡は手元が大きく震えているような状態で書かれたことを連想するような書体で、はしもとは平仮名、議員の員は病院の院が使われていました。その封書を開いてみますと、中にはわら半紙の切れ端を使った便せんで、震えるような書体を使い、老人ホームに入りたいが虐待が心配です。公務員は信用できません。信用できる老人ホームをつくってくださいと、ほとんど平仮名で書かれてありましたが、その筆跡は弱々しいながら、悲痛な思いを連想させるような手紙でありました。

この手紙を私なりに分析すると、少なからず特別養護老人ホームしおさいに関連した投書という性格のものであろうというふうに思います。

介護現場の最前線である特別養護老人ホームしおさいに関連してのことだとすれば、虐待が心配、公務員は信用できないという文言には、大きな意味があるのではないかと推測せずにはいられません。公務員というのは、市民との信頼関係の上に成り立っている職業でありますし、特にしおさいに入所する方のほとんどが、終の棲家として生活を送る施設で、その誰もが身体的・精神的に弱い立場の方々ばかりであります。だからこそ、そこに従事する公務員は、入所者や家族との信頼関係を密なものにしていかなければなりません。

平成14年のしおさいでの職員による覚醒剤事件を機に、注射液の取り違いや誤薬、太陽の家では虐待や職員による窃盗など、あってはならない、起きてはならない事件が白日のもとにさらされました。

当時の西村市長は、懲戒処分全てが議会に報告されていないことを陳謝した上で、今後、あらゆる問題の公開をはじめ、起きたときには直ちにそのことを公開して、全力で事に当たることを約束しますとの答弁であったと記憶をいたしております。

その事件から10年という月日が流れた今、再度、特別養護老人ホームしおさいの実態を検証し、今までの行政対応についての軌跡をたどらなければならないと考えていますが、その前に、当時、西村市長が議会答弁で市民や議会に約束をした懲戒処分全ての公開については、どのような取り扱いになっているのか、平成15年度以降のトータル処分件数と合わせて、総務

課長に示していただきたいというふうに思います。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

懲戒処分につきましては、いわゆる懲戒、戒告以上の処分ですけれど、所管の総務文教常任委員会のほうに報告をしております。

懲戒した処分の件数についてですけれど、平成14年12月議会以降、平成24年度末まで、約10年間の件数及び人数についてでございますけれど、戒告が18件の事案で22名、減給が4件の事案で6名、停職が3件の事案で3名、免職が2つの事案で2名、合計27件の事案で33名が懲戒処分を受けています。

以上です。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ただ今、総務課長のほうより懲戒処分を受けた人数、件数が示されました。

確かに総務課長のお話にあったように、土佐清水市職員の懲戒処分に関する指針について、懲戒と規定されているのは免職、停職、減給、それから戒告の4処分というふうになっております。

懲戒との位置づけはないまでも、訓告、嚴重注意などの処分が科せられることがあるわけですが、その処分件数と内容、そして議会に対する報告の有無について総務課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

訓告以下の訓告・嚴重注意、文書での注意、口頭注意等についてですけれど、過去、先ほど申しました10年間で合計をして100人おります。それから、一応、懲戒処分以下の訓告、嚴重注意については、特に総務文教常任委員会で報告したという件はないということですが、今後につきましては、公務上の不適切な事務処理など、再発防止の観点からも議会への報告が必要だというふうに判断した事案につきましては、報告も検討していきたいというふうに考えています。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○ 1 3 番 (橋本敏男君) ただ今、総務課長のほうから訓告以下の嚴重注意、文書による注意とか、そういったものを含めて約 1 0 0 人ぐらいで、1 0 年間でなされてきたということであります。

言いかえれば、年に 1 0 0 人ですから 1 0 人ぐらいがその処分の対象になっているということがわかりました。

秘書からの事前聞き取りのときに、平成 1 4 年 1 2 月議会の議事録を参考にしてくださいというふうに言ってありましたので、目を通していただいていると思いますが、総務課長より示された処分の実態をどのように受けとめているのか、当時の問題に当たった西村市長の答弁を参考に、現在の市長の所感を求めているのか、というふうに思います。

○議長 (岡林守正君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長 (泥谷光信君) 今、総務課長が答弁をいたしました。今後においても懲戒処分については議会に報告をいたしたいというふうに考えておりますし、また、懲戒処分に至らない訓告、嚴重注意につきましても、公務上の不適切と言いますか、本当に報告をしなければならない、そういう事案につきまして、私が議会に報告が必要と判断した場合には、積極的に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 (岡林守正君) 1 3 番 橋本敏男君。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○ 1 3 番 (橋本敏男君) 次に聞こうということを思っていました。市長のほうから懲戒処分以下の処罰についても、私が判断した上で、議会に報告しなければならない案件については、しっかりと報告をさせて、皆で共有するという話がありますので、ぜひともその方向でよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

続いて、通告にありますように、今度、しおさいに特化した質問展開にまいりたいというふうに思います。

事故報告についてであります。

事前にいただいた、しおさいにおける 2 4 年度の事故集計表によると、事故件数が 5 3 件となっており、事故、受傷内容も多岐にわたっていますが、事故原因として職員の瑕疵による人的なミス事故は何件で、どのような内容となっているのか、しおさい園長に答弁を求めます。

○議長 (岡林守正君) しおさい園長。

(しおさい園長 中島東洋君自席)

○しおさい園長 (中島東洋君) お答えします。

お渡ししたものについては、平成24年度の2件、平成25年度の1件、これが人的ミスとして行政報告されております。

内容についてであります、平成24年度は誤薬2件、それと平成25年度誤薬1件となっております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 24年度、人的ミスによる事故については、2件、それはどれもが誤薬ということです。それから25年度に既に1件発生していて、それも誤薬ということです。薬を間違えて投与したということでもあります。

ここの壇上から話をしても、誤薬をするということ自体は、人間の生命にかかわる非常に大きな瑕疵だというふうに思います。

ご承知のとおり、血圧の低い方に血圧を下げる薬を与えたらどうなるか、例えば血糖値の低い方に糖を下げる薬を与えたらどうなるかぐらいの判断は、ここにおられる皆さん、誰もがわかっていることでもありますから、十二分にその辺も気をつけないければならないのではないかなというふうに思っております。

24年度については、今、園長の答弁で明らかになったわけではありますが、平成14年から今年度までの10年間の事故トータル件数、24年は53件でした。10年間の事故トータル件数と職員の瑕疵による人的ミス件数、それから事故原因の内訳はどのようになっているのか、いま一度、しおさい園長に示していただきたいというふうに思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

平成14年度から平成25年度までの12年間の集計をとっておりますので、ご報告したいと思います。

ただし、この全ての件数が過失によるものではありませんので、その辺、ご了解していただきたいと思います。

総合計で588件、そのうち人的ミス、介助ミスとか、服薬ミスというのが60件、平均で10.2%となっております。

○議長（岡林守正君） 先ほど、総務課長より、答弁訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） 申しわけありません。私、表の見方を誤っておりました。先ほど訓告以下１００名と申しましたけれど、これは懲戒処分も含めて全てで１００名でした。訓告以下の分につきましては６７名となっております。申しわけありませんでした。

○議長（岡林守正君） １３番 橋本敏男君。

（１３番 橋本敏男君発言席）

○１３番（橋本敏男君） 今、しおさい園長のほうから、約１２年間で５８８件の事故が起きているということが明らかになりました。基本的には１２年間ということですので、当然、１年間で４８件から４７件ぐらいでは起きているということになります。

それと、人的ミスによる事故については６０件ということですから、５件。年に直すと平均人的ミスによるそういう事故については５件あるというふうに言えるというふうに思います。

本来、人的ミスというのは起こってはならない事故でございます。先ほど言いましたように、非常にこの種の人的ミスについては、生命に危険を及ぼす状況があるにもかかわらず、これだけのものの事故が発生をしている。人的なミス６０件というのは、非常に多いのではないかなというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

それから、ポイントをちょっと絞ってお話を申し上げておきたいと思います。

その事故の中でも、先ほどちょっとお話がありましたように、大変重要な事故、それは事故行政報告を行わなければならないというふうになっていると思いますが、これについてはどのような位置づけの事件なのか、事故行政報告を行わなければならない事件というのは、どのような位置づけをされた事件なのか、しおさい園長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 先ほど申し上げましたように、平成２４年度で２件、平成２５年度で１件の行政報告をしておりますけれども、その判断でございますが、やはり命にかかわるような重大な事故、それと誤薬、いろんな事故があがってきますけれども、私のほうで判断して行政報告をしております。

○議長（岡林守正君） １３番 橋本敏男君。

（１３番 橋本敏男君発言席）

○１３番（橋本敏男君） 事故行政報告をしなければならない事故、事案については、命に直結した、命にかかわるそういう事故を報告しているということです。２４年度、２５年度で３件ということです。

１２年間で６０件ということですから、それだけあったんでしょう。じゃあ平成１４年から今年度までの事故行政報告をした事件のトータル件数を示していただけますか。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 平成２３年度以前については、詳細なデータをまだ分析をしておりませんが、件数はまた調べてお答えしたいと思います。

○議長（岡林守正君） １３番 橋本敏男君。

（１３番 橋本敏男君発言席）

○１３番（橋本敏男君） 先ほど、人的ミスということで６０件があるということですので、その中でも重大なミスと重大なミスではないものが分類されているのかどうか分かりませんが、ぜひとも少なからずや、そういう状況は非常に多いのではないかなというふうに思っておりますから、その辺はしっかりとあとで私のほうにでも知らせていただければありがたいというふうに思います。

それから、次に、事故対応についてであります。

事故が起これば、対応しなければなりません。２４年度、２５年度における事故行政報告資料によると、誤薬が３件、それから骨折、これ骨折が入ってます。１件となっております、どれも一歩間違えれば、先ほどの話のように重大事故にかかわる大きな問題だといっても過言ではありません。

誤薬のような事故がなぜ頻繁に発生するのかは、私、わかりません。それは置いといてですが、次の１件ですが、事故内容、発生後の対応、資料から読み取っても、理解のできる範疇、誤薬については。ただ、平成２４年１２月３日発生の骨折事故については、資料に記載されている内容や対応の記述だけでは、読み取ることができません。私はできません。しおさい園長に具体的な内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 平成２４年１２月３日の事故でございますけれども、私の聞く限りでは、介護の作業中、おむつをかえておったそうですけれども、利用者本人から痛い痛いという訴えがあったようです。それですぐに対応して、看護師なんかに診てもらったそうですけれども、外見としては何も変化がなかったということで、すぐに検討委員会等を開いて、ご家族を呼んで説明をしているということで伺っておりますけれども、その後の対応については、１２月７日にすぐ事故検討会議というのを開いております、病院での受診の結果は、診断名が左上腕骨頸部骨折ということで、骨折が言われております。

事故の考えられる原因としては、幾つかあがっておりますけれども、今後の対策として、一つ一つの介護の動作に十分気をつけたり、おむつ交換時には体位変換時にベッド柵を持ったまま

になっていないか確認をしっかりと行うなど、一応検討結果としてここに記録がございます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 申しわけないですが、ちょっとわかりづらかったです。端的に言わせていただきます。

この事前に資料をいただいてまして、事故行政報告資料24年度版というのがあって、その中にこのCというところで載っているんです。ある程度、内容や発生後の対応を書いているんですが、これをちょっと私なりに要約してみますと、数日間の発熱が続いているんです。この方。そういうことであるという状態を認識しているにもかかわらず、受診日まで医師による診察を受けさせていないという状態という形で書いています。いつの時点で骨折をしたのか、そのときに例えば、発見したときに骨折をしていたのか、そのときに骨折をしたのか、それとも1週間から前、もっとあとで骨折をしていたのをずっとわからないまま、そこで見つけたのか、その辺を端的に誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 先ほど申し上げましたように、病院で受診した結果、骨折がわかったということのようです。それで、いつ骨折が起こったかというのは、不明です。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 園長の答弁によると、いつ骨折が起こったか不明でありますという話でございます。

今のところ、これで家族の皆さんは納得しているのかどうなのかはわかりませんが、そのてんまつがわかれば、家族との話し合いも状況というのはどうなっているんですか。お願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 今年の初めから3月ぐらいにかけて、何回かご家族とは面会をして話し合いをもっているようです。

それでご家族からのいろんな要求と言いますか、資料が欲しいということで、そのときに全て渡しているということですが、同じことを何回も何回も聞いてくるということで、一度出した資料を何回も出すというようなこともあったかもしれませんけども、そういうことを話

を聞いております。今の状態と言いますか、そういったことになっているということです。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 一応、家族との相話し合いはもたれているんですが、今のところ解決というか、納得はしていただいていないということです。

わかりました。

これ以上聞いても、多分出てこないと思いますので、24年度、事故集計表の事故、受傷内容における今度は、先ほど言いましたが、これも骨折だったので、先ほどの件も。今度、それ見てますと、24年度には骨折事故が8件ということになっています。事故として件数として。非常に多い私は件数だというふうに思いますが、どのようなことが起因していると想像できるのか、人的ミスによる事故はないのか、骨折における、しおさい園長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 骨折の多い原因としましては、しおさいの特異性と言いますか、車いすで日常を過ごされている方が多くおりますけども、車いすからの滑落とか、転倒というようなことが原因で、骨折が多くなっていると。それとご高齢の方は骨がもろくなっているということで、ちょっとした圧迫でも骨折されるというようなことがあるようです。

そういうことが多い原因の一つではないかと思われます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 人的ミスはどうですか。骨折事故で。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） ないと思われます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 先ほどちょっと園長のほうから話がありましたように、しおさいに入所されている方というのは、ほとんど高齢者の方ばかりであります。それから女性が非常に多いということで、骨粗鬆症というのは基本的には女性の方に非常に多く見られる症例だというふうに聞いています。しおさいにおける入所者そのものを全てある一定、骨粗鬆症の一応、状況があるとした上で、マニュアルでは、1人の介助員ではなくて、例えばそういう動かし方

をしたりとか、そういうときには必ず2人以上の職員で対応しなければならないというマニュアルがあるんですが、それは守られていますか。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 議員おっしゃるとおり、マニュアルにはそういうふう書いております。今度の12月3日の事件があった方ですけども、これも2名対応で対応していたということを聞いておりますので、全てのほかの入所者を2人で介助するという事はないです。

以上です。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） これは県のほうからも来て、多分、マニュアルをしっかりとつくった上で、それから厚生労働省のほうからも、こういう取り扱いをなささいよというような指示も多分あるのではないかなというふうに私は思います。

それでしてないという形を言われると、これ以上、何を言っていいいか、ちょっとわからないので、そういうことがないように、管理統制をするということは、園長の大きな役割ではないのかなというふうに思っていますから、その辺は十分に気をつけていただきたいとしか言えません。

それで、次に進んでいきたいと思います。

次に、苦情処理受付についてを質問してまいりたいと思います。

社会福祉法第82条の規定に基づき、特別養護老人ホームしおさい、福祉サービスに関する苦情解決実施要綱が平成23年10月1日に施行されているわけであります。そのことによりまして、利用者やその家族からの苦情を適切に処理するツールが整ったところでありますが、この制度ができて、今までに何件の苦情処理がなされたのか、その件数と内容について、しおさい園長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

苦情処理の受付につきましては、利用者の方やそのご家族、面会に来られた方などから、口頭や電話、手紙などでお伺いしており、その都度、対応しております。

内容はさまざまで、利用者の方からは介護員に関することや、利用者間のトラブル、食事の内容や入浴、散髪の順番など、いろいろな苦情、不満が寄せられます。

ご家族からは利用者の身だしなみに関することや、介護員の対応、けがや急変時の対応についてが多く、身内のトラブルなど、対応に苦慮するものもあります。

しかし、そのほとんどがその場で状況や今後の改善について説明をし、場合によっては謝罪することです承をいただいております。

また、その方自身の不安な気持ちや不快感などの訴えをこちらが丁寧に聞き、共感する、思いに寄り添うことで、解決することも多くあります。

しかし、中にはなかなか納得をしていただけずに、県や市の窓口、国保連合会等に申し立てされる場合もあります。これは入所契約時に苦情相談窓口として、しおさいの対応では納得がいかないときには、第三者機関があるということを周知しております。

これまで、県や市、国保連合会への相談があった事例としましては、利用者のけがや急変に対するものが多く、次に介護員の言葉づかい、対応の仕方に関するものとなっています。

福祉サービスは、利用者と事業所の関係がサービスを受ける側と提供する側ということから、利用者は苦情や不満を言いづらい立場であると言えます。そのため、平成23年10月に特別養護老人ホームしおさい福祉サービスに関する苦情解決実施要綱を制定し、苦情解決実施マニュアルも同時に策定、同時に苦情解決第三者委員を1名委嘱し、苦情受付窓口を施設内に掲示して周知を図っております。

その後もさきに申し上げましたように、職員が直接苦情や不満に対応し、解決していましたが、今年の7月に1件、職員の対応についての苦情がありまして、申し出人の方から第三者委員への連絡と解決のための調整、助言の希望がありましたので、マニュアルに基づいて、対応をしているところです。

この件はまだ対応中でして、解決しましたら公表することとしております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 確認をしておきたいと思います。

この制度ができて、窓口制度ができて、一応、本人や家族における苦情については、施設職員がある一定、いろんな状況、今の話を聞いていると。聞いていながら、そこで対応したら、全て了解してくれたのかというような話でよろしいですか。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） はい。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) ここに、特別養護老人ホームしおさい福祉サービスに関する苦情解決実施要綱というのがありまして、これ第12条の部分。苦情受付の報告及び確認ということで、今、第三者委員を間に挟んでいる苦情については、たった1件ということです。それで係争になっているのかどうなのかわかりませんが、今、お話し合いをしているという話だというふうに思います。

実は、私、第三者委員の方にお会いしまして、たくさんあるんじゃないですかという話をしたら、言われたようにこの1件だそうです。けど、この12条を見てみると、そういう苦情を受けたときには、第三者委員に速やかに報告をするというぐらいの内容が書いてあるんです。そうすると、第三者委員が例えば知らないんです。そこで処理をしてしまうと。そういうことになります。だから、実施要綱でせつかく決めても、うちうちで処理をしたからという話に終わってしまっているんです。それはいかななものかなというふうに思ってしまう。それについてはどうですか。

○議長(岡林守正君) しおさい園長。

(しおさい園長 中島東洋君自席)

○しおさい園長(中島東洋君) 確かに平成23年に運用を始めて、今年7月に初めて1件ということで、私が第三者委員の方に話を持っていくときにも、やはり同じようなことを言われました。今後は、窓口のほうで対応した苦情、そこでとめて解決するというのではなくて、やはり書類にして1件1件集約して行って、もし第三者委員のほうにお願いすることがあれば、今後はお願いしていきたいというふうに思います。

○議長(岡林守正君) 13番 橋本敏男君。

(1 3 番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) 市長には、あとで統括をするような形で、第三者委員としての制度のあり方、それからまた違う仕組みをつくり上げてもらいたいという形を質問していくつもりでありますので、今の話は園長として、こういう仕組みを今後こういうふうにしていくと。でも、つくっちゃうがや、これ。つくっちゃうけど、していないだけ。悪いですが。言い方は申しわけないですが、つくっていることを守っていないだけというふうにあえて言わせていただきます。

次に、第三者委員制度についてお聞きをしてみたいというふうに思います。

先ほどちょっと出てきました。この窓口の仕組みの中の1つとして、第三者委員制度というのがあります。それについて質問展開をしていきます。

しおさいの事故や苦情に関して、全てのツールが園内、もしくは庁内で完結するような仕組

みとなっております。唯一、第三者委員だけが外部の意見を発信できることとなっております。仕組みの中では、第三者委員は、平成２３年に委嘱をされ、初回の特例として、平成２６年までの任期となっており、当初から委員１人だけでその任務に当たっているようですが、実施要綱の７条では、第三者委員は２人以内とし、有識者の中から園長が選任し、委嘱するとの規定によれば、もう１人、第三者委員を選任することが可能となっておりますが、なぜ１人だけなのか。１人だけで十分に対応できるものと考えているのか、しおさい園長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） しおさいにおける第三者委員制度につきましては、今、ご指摘がありました苦情解決のための第三者委員というもののほかに、入所検討委員会にも２名の第三者委員が入っております。

それで、なぜ１名なのかということですが、確かに実施要綱では２名以内ということに規定されておまして、当初は、やはり２名を想定してやったのではないかと推測されます。でも、やはりいろんな事情があって、１名にしたのではないかというふうに私は考えています。

ただ、ちょうど任期というのも２年ありますので、そのときには２名の委嘱をしていきたいというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） １３番 橋本敏男君。

（１３番 橋本敏男君発言席）

○１３番（橋本敏男君） 何かがあって、どういうわけやろうかわかんけど、１名でやったという話で、２６年まで特例として、２３年にこれ委員を選任して、特例として２６年までの人は任期あるわけですね。２６年になったらもう１人ふやすという話です。簡単に言えば、それでいいのかなと思うところはあります。

これはこの第三者委員制度というのは、厚労省からの通達があったはずなんです。第三者委員制度は、事業者が利用者の苦情を隠蔽することや、密室化することを防ぐための仕組みというふうにされていますが、このような体制の第三者委員制度では、たった１人の第三者委員、何かあれば、この制度の目的を果たすことはできない環境に置かれるということは想像に値するところではありますが、ここで市長、市長はどう思いますか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さまざまな今、問題点が明らかになってきているところでありますが、この第三者というのは、中立の目で見れる方の配置ということでありますので、苦情解決実施

要綱、これに基づいた配置のあり方、また、報告がございましたそのご家族との苦情処理については、その場で状況や今後のことを話し合いをしながら、解決をしていくと。こういうやり方というのは、やはり苦情の真の声が届きにくいと言いますか、窓口で、水際でそれをもみ消すと、そうとられても仕方ないことでありますし、また、第三者委員を入れて、公開するということの必要性から言えば、この今回、今、運用している第三者委員の制度自体が機能していないのじゃないかというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長そのものも理解をさせていただいているというふうに思います。

しかし、23年から今まで、たった1件。けど、入所者の皆さんは、ヘルパーさんや施設職員にこんなことや、あんなことやいっぱい言っているわけです。それをそこで第三者委員に本当は報告しないといかんことをしないで、ええやんか、ええやんか、これで済ませている。極端に言ったらそういうこともあり得るのではないですかということです。そういうことじゃいかんでしょう。仕組みとしてそうならいたら、そうせないかんがやないですか。しっかりそこは認識をしていただければ、ありがたいなというふうに思います。

そこで、この第三者委員制度をもっと機能的に、能動的に拡充する。それからきちっとオープンで公開できるような枠組みをつくるために、定期的な第三者委員会制度の創設というのを提唱したいなというふうに思います。

平成14年、惹起した福祉施設への数々の不祥事件、その悲劇を二度と繰り返さないためにも、公共の福祉の現場で起きた事件に関しては、本人や家族のプライバシーの問題を除いた範疇で、園だけではなく、行政全体、市民みんなでその解決に当たるようにしなければならないというふうに思います。

もっといえば、事故や事件にならないように、第三者委員制度を拡充して、複数人でもっと頻繁に施設の職員と情報交換し合えるような仕組みをつくっていただければ、ありがたいなというふうに思います。

仮称第三者委員会を創設すべきであろうというふうに思うところではありますが、市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 入所者やその家族に、不安や疑問を持たれるということは、施設のこれからの運営上も、大変な大きな問題になりますので、この今、提案のあった第三者委員会制度の創設については、民間の事業所では既に行われているようなことも聞きますので、その事

例と言いますか、そのやり方も参考にして、今後、検討していきたいというふうに考えています。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 私も尽心会のほうから要請を受けまして、今、市長が話をされたような状況を毎月1回、定期的にそういう仕組みの中で、ご相談させていただいたり、そういうことはしております。

議会においても、ここで議長とか、委員長のほうにはお願いをしておきたいんですが、定期的な施設の視察や、それから職員の皆さんとの意見交換などもしていただいて、何とか議会の牽制能力も働かせた中で、その対応を求めたいというふうに思いますが、よろしくご配慮いただけますようお願いしたいというふうに思います。

次に、基金状況について、質問を展開してまいります。

地方分権や少子高齢化、長引く経済不況など、行政を取り巻く環境は、依然として厳しい状態が続いております。

一層の改革が必要になっているということは言うまでもありません。特別養護老人ホームしおさいについても同じく、平成25年度予算で特別養護老人ホーム事業基金から、5,417万8,000円の繰入金で計上されており、このままいきますと、指定介護老人福祉施設事業、介護サービス事業の運営は、遅かれ早かれ、行き詰まりを見ることは想定範囲内であろうというふうに思います。

今までも業務の効率化や介護技術の向上に努めてきたとは思いますが、抜本的な改革には至っていないのが現状であります。

特別養護老人ホームしおさいにおける運営形態を検証し、適正な運営形態を構築するための手法を探っていかなければなりません。

まずは、しおさいの改善計画について、前市長からの流れはどのようなものであったのか、また、しおさい運営状況や運営体制の改善について、行革推進本部などで検討したことがあったのか、園長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） しおさいの運営見通しでございますけども、25年度当初予算で考えますと、基金からの繰入金を5,417万8,000円としておりまして、現在の基金残高が1億3,470万円余りですので、単純に計算しますと、3年以内で底をつくということになっております。

先ほど申し上げたような歳入の確保、歳出の削減だけでは乗り切っていけないということは実感しておりまして、しおさいのあり方の検討は必要であると認識しており、先月から庁内でしおさい管理運営検討部会を立ち上げ、話し合いが始まったところです。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） このしおさいの運営方式については、前杉村市長のときに、公約として私の任期中は、絶対に民間の皆さんにこの施設を任せることはしませんということを公約としてなされてきたところでありまして、そのことについては、その言葉がありますから、なかなか行政の中でそういう方向に向かうということは、なかったのかなという想像をするところでもありますけれども、ただ、しおさいの中ではそういうことも含めた上でのある一定の検討はされていたということが明らかになったところでもあります。

私は、このしおさいについては、必要な施設というふうに思っております。しかし、この施設における運営は、先ほど話が、園長のほうからも3年で底をつくような話もありましたけれども、今、非常に厳しい環境に落ち至っているということは、基金の運用状況から見ても、明らかであります。

予算の上では、今年度、5千数百万円の基金を取り崩していますが、資料によりますと、現在、先ほど言われましたように、1億3,000万円ぐらいあります。このように毎年、基金を取り崩して運営しているしおさいの運営見通しについて、どのように認識をしているのか、市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただ今、園長からも答弁ありましたが、24年も3,422万円、基金を取り崩して充当していると、そうやって運営しているのが今の現状でありますので、このまま推移していきますと、ここ数年で枯渇すると、基金は。ということは、このまま運営、この形態で運営をしていくというようなことであれば、一般財源からの持ち出しが必要になると、そういうふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 当たり前の仕組みであります。そういうふうな仕組みをしなければ、この施設は閉じるしかないということになろうと思います。

そこで、特別養護老人ホームしおさい建設事業債元利償還について予算書調書によると、

5,666万9,000円の残がございます。これは平成26年度に完済予定というふうになっています。

この施設の建設に当たっては、幡多広域市町村圏事務組合によるものですが、26年度以降のしおさいをどのような方針で運営していくのか。言いかえれば、このタイミングがしおさいの運営形態の方向を示す大きな分岐点になるのではないかというふうに思います。

市長が、お考えのスキームやロジックがあれば、示していただきたいというふうに思います。

ただ、この時点で、このしおさいの建設から20年間経過をしております。今からどんどんその施設を支えるために、修繕費やその他もろもろが莫大にかかってくるということを頭の中に入れたお答えをお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 言われたとおり、運営自体は今、広域でやってますが、27年3月末をもって償還が終わるということで、その時点で27年度以降、どういう運営体制にするのか、ここが1つのポイントでありますし、ちょうど基金が枯渇する時期とも相まりますので、この27年3月末、あと1年半ぐらいしかありませんので、この年度内には1つの方向性を出していきたいというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） その方向性で、できるだけスムーズにしっかりとした計画を立てていただければ、ありがたいというふうに思います。

次に、重い人件費負担と対策についてであります。

しおさいだけに限ったわけではありませんが、特別養護老人ホームの平均給与が年功序列的に高まる傾向が強い現状であります。その背景には長い間、措置制度によって運営されてきた歴史的な経緯から、全国の7割から8割の施設で、賃金や賞与のアップ率が人事勧告に依存をしてきた実態があります。

このため、民間施設においては、措置制度のもとで、施設間コストの平準化を図る観点から、民間施設給与改善費の支援が行われました。

しかしながら、介護保険法のもとでは、改善費の支給が廃止になったことから、人件費対策は経営者の自己責任となっており、現在、人件費抑制は施設経営にとって最大の課題とも言えます。

多くの施設で介護職員の非常勤化を図って対応しているものの、介護施設では24時間体制が前提とされるため、非常勤比率にも限界があるのが実態ではないかと思います。

特別養護老人ホームしおさいにおける人件費率82.3%について、どのように分析をしているのか、しおさい園長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

平成25年6月末現在のしおさいの職員体制ですが、正職員が41名、嘱託職員7名、臨時職員16名、パート職員8名の合計72名となっております。

歳出に占めます人件費の割合は、本体の指定介護老人福祉施設事業特別会計の過去5年間の決算状況を見ましても、平成20年度は82.5%、平成21年度は80.2%、平成22年度が80%、平成23年度が82.4%、それと先ほど議員が指摘されましたけども、平成24年度は82.3%といずれも80%を超える高い人件費率となっております。

平成25年度以降におきましても、職員の定期昇給分を含めると、毎年1,500万円から2,000万円の増加が見込まれるため、今後とも大変厳しい運営状況が続くものと思われま

す。園としては、これまでどおり、歳入の確実な確保と、歳出のより徹底した削減に努力をし、少しでも限りある基金の取り崩しをすることのないよう、全職員に指導、教育を徹底したいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 人件費率が82.3%ということでありまして、普通の社会福祉法人が運営する大体人件費率は、59%ぐらいであつたら、まあまあ一応きちとした運営ができるというふうに言われておりますから、それを見ても非常に高い人件費率であります。

それから、中身であります。先ほどちょっと話がされましたように、しおさいの正職員数と非正規職員の依存率については、41対31ということになっています。約4割近くが非正規に依存をしているということになります。しかも驚くことに、臨時・パート職員の年齢構成率は50歳以上が74%となっており、正規職員、嘱託職員の30歳以下の年齢構成については、わずか10%にも満たない現状というふうになっております。このような状況では、年齢や経験年数に応じた役割を果たすことが難しく、組織力の低下を招いているような恐れがあります。

また、多様なニーズに対応するためには、専門的な介護サービスの提供が必要となってきますが、現状では、そのための専門的な職員の配置、育成が困難な状態にあるとも言えます。長期的な視点に立った人材育成を考慮した職員採用には、長期間を要する上、正規職員の採用、

専門職員の配置には多大な費用を要することから、直ちにこれらの課題を解決することは困難であると思いますが、どのような見解をお持ちか、市長の答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、正規職員と臨時職員の比率、それから年齢構成、言われるとおりであります。

なかなか今の状況でのそういった体質改善というのは、なかなか難しいとそういうふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 皆さんの認識をまず変えていただければありがたいと思います。

介護保険が導入されるまでは、措置費で対応しておりました。だから、運営でよかったんです。しかし、介護保険がつくられまして、保険制度が確立されました。当然、保険からそのお金をいただかなければなりませんから、経営という感覚がそこに入ってきたということが当たり前のことでございます。だから、運営から経営へというふうな物事の切りかえというのは、しておかなければなりません。

そういう考え方に対して、市長はどのようにお考えか、答弁いただきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、ご指摘があったように、介護保険制度が始まって、措置から契約に変わったことによりまして、特別養護老人ホームしおさいも独立採算制による運営を行っているところであります。

運営なのか、経営なのかということでございますが、さまざまな考えがあろうと思いますが、経営を持続的に利益を上げる、そういったものと考えますと、介護施設というのは24時間生活し、施設サービスを提供するところでもありますので、運営と言えらると思います。

ただ、現在の先ほどから議論にある基金残高、それから起債償還後の運営体制を、今後考えていくということになると、今後における経営、管理運営というのは、将来というか、27年度、このめどに持続可能な経営感覚を持って運営する、経営する、そういった仕組みを構築することが求められていると、そういうふうに考えています。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 新たな公共についての物の考え方を今から質問していますが、その

前に、時間もありませんが、この特別養護老人ホームを運営している事業主体のほとんどが社会福祉法人ということになります。社会福祉法人というのは、市長もご承知のとおり、利益を追求するものではありません。そういう物事の観点からいうと、そういう法人格を持った団体でありますから、そういう利益にかまける、そういうふうな経営については、仕組み上、できないというふうに思っているところであります。

全国の特老の施設については、年々増加傾向にありまして、運営主体別に見ると、公営施設は減少傾向にあり、民間施設は増加傾向にあります。このことから、全国的に見れば、特老の民営化の流れが進んでいることは明らかなであります。公で施設を運営する場合は、予算制度や行政組織としての制約があり、画一的なサービスにならざるを得ませんが、民間施設の場合には、このような制約がないため、利用者のニーズに対して、柔軟で市長が提唱しているお好きなスピード感のある対応が可能というふうになります。

また、医療施設や介護関連施設を複合的に経営をしている事業者が多く、グループ施設間の連携により、利用者のニーズに合わせた多様なサービスの提供や専門性の高い職員配置が可能となります。

介護保険法の施行以来、高齢者を対象とした施設が数多く開設されており、介護サービス提供の主導的な役割は、民間事業者が担っているのが当たり前ののであります。

限られた財源の中で、行政やしおさいに求められる役割を果たしていくためには、市長提唱のように官民協働が必要不可欠であるというふうに思いますが、市長のこの新たな公共に対する所感を求めておきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 新しい公共、この見解というのは、これまで行政によって担ってきた公共、これに対しまして、行政だけではなく、市民の参加と選択のもとで、例えばNPOとか、既存の企業、事業者との協働によって課題を解決していくような、市を構成するみんなの手でこの新しい公共を担っていくと、そういうものが私は新しい公共のあり方ではないかというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 確かにそのこともあるでしょう。NPO法人に対するしっかりとしたそういう位置づけをもった対応、社会福祉法人に対する、医療法人に対する、学校法人に対する、そういう皆さんそれぞれが、行政と連動することによって、しっかりとした行政の役割を自分たちで担っていくということが、新しい協働の形だというふうに思っておりますし、公

共的な形だというふうに思っています。

だから、そういう意味では、ぜひともそういうものに対する例えば指定管理制度がそれに大きく値すると思いますが、ぜひともそういうふうな観点で、今後のしおさいの方向性を２７年までにしっかりと構築していただければありがたいということを申し添えて終わります。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

日程第２、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出報告第１３号「専決処分した事件の承認について（平成２５年度土佐清水市一般会計補正予算（第３号））」の報告１件並びに議案第４４号「平成２５年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」から議案第６７号「財産の取得の追認議決を求めることについて」までの議案２４件、計２５件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会は、９月２６日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

お諮りいたします。

明９月１２日は予算決算常任委員会の予算審査のため、９月１３日は総務文教常任委員会審査のため、９月１４日、１５日、１６日は土日祝日のため休会、９月１７日は産業厚生常任委員会審査のため、９月１８日、１９日及び２０日は予算決算常任委員会の決算審査のため、９月２１日、２２日、２３日は土日祝日のため休会、９月２４日、２５日は委員会の審査結果の取りまとめのため、休会といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、９月１２日から９月２５日までの１４日間は、休会とすることに決しました。

なお、各委員会の開催は、予算決算常任委員会は９月１２日及び１８日、１９日、２０日のそれぞれ午前９時に開催、総務文教常任委員会は９月１３日、産業厚生常任委員会は９月１７日、それぞれ午前９時より開催いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

明９月１２日から９月２５日までの１４日間は休会とし、９月２６日午前１０時に再開いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後 ３時１６分 散 会